

令和5年12月4日（月曜）

議 事 日 程 第2号

令和5年12月4日（月曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○田中敦朗議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○田中敦朗議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、井本正広議員の発言を許します。井本正広議員。

〔36番 井本正広議員 登壇 拍手〕

○井本正広議員 皆さん、おはようございます。公明党熊本市議団の井本正広でございます。本定例会トップバッターでの登壇の機会をいただきましたこと、先輩、同僚議員の皆様に御礼を申し上げます。

また、師走のお忙しいところ傍聴においでいただきました皆様、インターネットで視聴していただいている皆様、大変ありがとうございます。今定例会よりカメラの性能が変わったということで、きれいに映っているのではないかなとは思いますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速であります、初めに経済対策について要望させていただきます。

日本経済は長く苦しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた歩みを始めようとしております。一方、長期に及ぶ物価高騰は家計や事業活動に深刻な負担を与えており、今こそ税収増などの成長の成果を適切に還元し、国民生活を支えするとともに持続的な賃上げの取組を加速させ、経済の好循環をつくり上げていくことが重要であります。

今般、政府が決定したデフレ完全脱却のための総合経済対策には、各地域の実情に合わせてきめ細やかな支援策を進めることができる重点支援地方交付金の予算が追加されました。ついては、同交付金を効果的に活用し、物価高騰から市民の生活を守り、経済の着実な回復を図るため、公明党熊本市議団として、去る11月20日に本市に要望書を提出したところであります。

まずは物価高から市民生活を守る中で、低所得者の方への給付金、具体的には住民税非課税世帯へ、1世帯当たり7万円の給付金が補正予算案の中に盛り込まれています。これを年内に支給が開始できるようにぜひ取り組んでいただきたいと要望いたします。

給付方法、時期についての詳細は、この場ではなく委員会に移しますが、前回3万円給付の際は振込口座の変更などを希望する市民がある程度いらしたとも

伺っており、また、他自治体との重複支給を防止するための本人確認が必要であるなど、事務的な対応に一定程度の時間を要することは理解できます。国では、新たに給付の通知書に載ったQRコードをスマホで読み取る電子申請も選べる方向で調整をしているようであります。今最優先すべきことは、物価高に苦しむ人々が安心できるようにすることです。市長のリーダーシップの下、プッシュ型で一日も早い支給を目指し最大限の努力をしていただくことを強く要望いたします。

また、現在実施していますLPガス価格高騰対策支援事業について、1世帯当たり6,000円の給付金は9月使用分までの支援であり、申請期限は12月8日であります。聞くとおるところによりますと、申請数は6割弱と伺っております。最後まで周知と10月以降分についての支給も早急に対応できるように要望いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

市長並びに執行部の皆様、どうかよろしくお願いいたします。

初めに、市役所本庁舎等整備の在り方について伺います。

現在の熊本市役所本庁舎は、昭和56年に竣工し、以来、大規模改修が一度も行われておらず、建物全体の老朽化が進み、設備の更新等が喫緊の課題となっています。そのような中、平成28年に熊本地震が発生しました。災害時に市民の生命、財産を守るための極めて重要な防災拠点である本庁舎等について、耐震性能が十分か確認することから、平成29年度に長寿命化に向けた大規模改修の手法を検討する中で、その耐震性能調査を実施したところ、現行の建築基準法が求める耐震性能を有していないことが判明しました。

この調査結果について、一部の専門家から疑問が呈されるとともに、市議会からも様々な意見が出されたことから、令和2年度にさらなる調査が行われ、再び現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していないという結果が示されました。

しかし、令和2年度の調査結果についても、改めて一般の専門家から疑問が呈されるとともに、市議会においても、さらなる検証を行うべきとの意見が示されたことから、本庁舎等の耐震性能を含め多角的な視点で審議を行うため、令和3年に有識者会議を設置し、本庁舎等の整備の在り方について諮問が行われ、整備の在り方について耐震性能に係る検証、求められる機能、規模の考え方、立地、配置の要素、民間活力の活用、財政への影響、市民の合意形成の各項目について審議されたところであります。

その結果、有識者会議の答申のまとめとして、現在の本庁舎は現行の建築基準法が求める耐震性能を有しておらず、周辺への影響やアスベストの含有などの要因により、耐震改修の実現性が低く、機械設備が地下に配置されているなど、防災拠点としての機能を果たすことができないリスクがあること、また、来庁者の待合スペースが狭く、様々な市民の相談室が不足していること、さらには、職員の執務環境が狭隘であり、周辺の民間ビルを賃借していることなど、様々な課題を解消し、市民サービスの向上並びに職員の働き方にも配慮した適切な庁舎規模を備え、将来の社会情勢の変化にも

柔軟に対応し、容易に機能転換ができるよう、建て替えるべきであるという結論に至ったとの内容であります。

耐震性能の検証についてはまだまだ様々な御意見がありますが、答申で指摘されたように、現在の本庁舎では耐震改修の実現性が低く、地下に機械設備が配置されているなど、防災拠点としての機能を果たすことができないリスクがあるのであれば、建て替える検討をすべきであると考えます。

さらに答申では、今後の本庁舎整備に当たって、本庁舎の機能、あるべき姿、規模、建設地、事業手法など、具体的な項目について整理するとともに、環境面にも配慮しながら熊本市の財政負担などを考慮し、市民の理解を得ながら円滑に進められることを期待すると。検討プロセスの各段階において丁寧な情報提供に努め、市民の意見を聴取するとともに、経済団体、関連団体にも意見を伺いつつ、庁舎で働く職員や市議会議員と対話をしながら合意形成を図っていくべきであると考えました。

防災、財政、資産マネジメント、まちづくり、市民の合意形成など、多角的な視点から審議され、大変重要な視点を多く提示していただいたものと考えます。私はこの答申にあるように、検討プロセスの各段階において一つ一つ丁寧に合意形成を図っていかねばいけないと考えます。

そこで、大西市長にお伺いいたします。

各区で市長とのドンドン語ろう、全職員への職員アンケート、市民アンケートが既に実施されました。それらは建て替えの是非を問うものか、建て替えを前提として行ったものか、実施した目的をお伺いします。

また、どのような調査内容、状況でしたでしょうか。

さらに、今回サウンディング型市場調査を行ったわけですが、答申では、庁舎整備の方向性について提案の余地が残る段階で適切な時期に民間事業者へのサウンディング調査を実施すべきであり、意見がより実践的なものとなるよう、その要求する水準について具体的に定義することが重要とありました。本庁舎の機能、あるべき姿、規模、建設地、事業手法など、具体的な項目について議論し、整理した上で、適切な時期にサウンディング調査をすべきであったと思いますが、時期は適切だったのでしょうか。今回のサウンディング調査の目的、実施時期、調査内容をお示しください。そして、既に10月末でサウンディング調査は終わっておりますので、その調査結果をお示しください。

また、サウンディング調査結果に対して、市長は期限を設けず継続する考えを示したとのことですが、今後のスケジュール感はどのようにお考えでしょうか、検討プロセスを提示していただきたいと思います。

以上、大西市長に伺います。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本庁舎整備の在り方については、令和5年第2回定例会において、市民の生命、財産を守るため、建て替えの方針を進めると表明し、これを踏まえ、市長

とドンドン語ろうや市民及び職員アンケートを実施いたしました。

まず、市長とドンドン語ろうにおいては、私自ら直接市民の皆様へ本庁舎等の建て替えの必要性を説明した上で、御意見や御質問をお受けし、時間の都合で当日回答できなかったものにつきましても、後日、お一人お一人に回答いたしました。

次に、市民並びに職員へのアンケートにつきましても、課題やニーズを把握し、さらなる市民サービスの向上や働きやすく生産性の向上に資する執務環境整備へ反映するために実施したものであります。その結果、市民アンケートにつきましては、約6,500人の方々から回答をいただき、本庁舎等は交通アクセスがよく、利便性の高い中心市街地にあってほしい等の御意見をいただきました。また、職員アンケートにつきましては、約4,500人から回答があり、将来的な組織改編や災害時に柔軟に対応できる庁舎が必要等の意見がありました。

なお、アンケート結果につきましては、現在取りまとめ中であり、まとも次第議会に御報告したいと考えております。

次に、サウンディング型市場調査につきましては、本年5月の有識者会議答申において、提案がより実践的なものになるよう、その要求水準について具体的に定義することが重要であると示されました。

今回の調査につきましては、本庁舎等の建て替えにとどまらず、周辺地域とも一体となったまちづくりを行うため、できるだけ早い段階から広く民間事業者からの御提案を伺うことが有効であると考えましたことから、本年9月1日から10月末の期間で実施いたしました。現在民間事業者からの期間延長の要望も踏まえ、調査を継続して実施しているところでありまして、今後も本庁舎等整備に関しましては、検討の進捗等に応じて様々な方法で民間の知見を有効に活用していくとともに、本市としての要求水準を固めてまいりたいと考えております。

サウンディング調査につきましては、10月31日時点で17団体、19社から意見を聴取しており、取りまとめ次第、議会にもその概要についての中間報告を行いたいと考えております。

なお、延長して実施している調査につきましては、その実施期間や公表時期も含め、状況を見ながら判断してまいります。

今後も検討段階に応じて様々な機会を設け、議会をはじめ市民の皆様に対し適切な情報の提供や丁寧な説明を行い、広く御意見を伺いながら進めてまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 建て替えの方針で進めると表明したので、市長とドンドン語ろうや市民及び職員へのアンケートを実施したとのことでありました。市民、職員から課題やニーズを把握するためであり、結果については取りまとめ中とのこと、残念ながらまだ答えていただけませんでした。

サウンディング市場調査については、答申においては提案がより実践的なものなるよう、その要求水準について具体的に定義することが重要であると指摘されていまし

たが、今回の調査については、本庁舎の建て替えにとどまらず、周辺地域とも一体となったまちづくりを行うため、できるだけ早い段階から民間事業者から提案を伺うことが有効であると考えたということでもあります。そして、整備に関しては、検討の進捗等に応じて様々な方法で民間の知見を有効に活用していくとともに、本市の要求水準を固めていくとの答弁でありました。

今回の調査は、まずは市から具体的な条件を提示せず、自由な発想で市民、職員、民間から広く意見を聞く段階であったようであります。私はサウンディング終了後、具体的な案が示されると思っておりましたが、具体的な建て替え案までは提示されないようであります。サウンディングの結果については、17団体、19社から意見を聴取したとのことでもあります。こちらも残念ですが現時点では取りまとめ中であり、まとめ次第、中間報告を行うとのことですので。早急に全て開示していただき、議論を前に進めたいというふうに思います。

そこで、市として具体的な整備方針をまとめるのはいつ頃になるのでしょうか。整備計画のプロセスを示していただくようお願いいたします。

次に、建て替えの立地場所についてお伺いいたします。

答申によりますと、防災の観点からの在り方について、地震学的には、今後熊本市においては熊本地震より大きい地震が発生する可能性が高いこと、加えて熊本市のハザードマップ上で、現庁舎における想定浸水深が約6メートルと想定されていることなど、様々な災害リスクハザードが見込まれることから、発災時には来庁される市民並びに職員の安全が確実に確保され、継続的に機能することが求められる。また、このまま庁舎を使い続け、実際に調査した解析結果のような状態となった場合、建築設備を含む建物に大きな被害が発生し、防災拠点として想定している業務を継続できなくなることはもちろん、来庁される市民や建物周辺の人々並びに職員の生命、身体の安全が脅かされる甚大な被害が懸念される。さらに、水害等により浸水が発生した場合には、電力供給や冷暖房及び給排水機能等が停止する可能性があり、防災拠点としての機能を果たすことができないリスクについても懸念される状況にあると述べられております。

先日、庁舎整備に関する特別委員会の委員である浜田議員とともに、茨城県の日立市役所に行ってまいりました。本年9月8日午後6時過ぎ、台風13号の影響で線状降水帯が発生し、観測史上初の大雨により市役所裏の数沢川が氾濫し、泥水が地下駐車場へのスロープから地下に流れ込み、駐車場は高さ約130センチメートルまで水につかったそうです。地下電源設備も浸水し、非常用電源も使用不可になり、市役所全電源を喪失しました。業務システムが使用不能になったとのことでした。

日立市は東日本大震災で震度6強を観測し、旧庁舎が半壊しました。地震の教訓を踏まえ、免震構造を採用し、非常用電源設備や災害用井戸などを導入した災害に強い市庁舎を掲げ、事業費約100億円を投じて2017年に完成した新庁舎は、想定外の大雨に、成すすべなく機能を停止しました。現在の見積もりで復旧に6億円超の負担を迫

られております。

新庁舎の設計コンペでは、非常用発電設備の設置場所を水害に備え、最上階と提案したものもありましたが、浸水についてはこれまで七十数年間一度もあふれたことがない穏やかな水路であり、全く想定されていませんでした。採用されたのは、庁舎スペースの有効利用などを優先した結果、地下設置を提案した案が採用されました。今年3月に千年に一度とされる想定最大規模の降雨量で、下水道や水路などから水があふれる内水氾濫が発生すると市庁舎付近は一、二メートル浸水すると初めて危険性を指摘され、日立市は対応を検討し始めていましたが、間に合わず、市は災害対策本部を消防本部に移すなどの対応に奔走し、住民票発行などの行政サービスもできなかったそうです。

総務課担当者は、結果として甘かったと認めています。熊本市庁舎の整備、検討に当たり、これから総合的な面から検討していくわけでありますが、本庁舎は想定されるあらゆる災害に対応する防災拠点として継続して機能を果たすためには、ハザードマップで想定浸水深が約6メートルと想定されている現在の熊本市庁舎の場所ではなく、浸水リスクが少ない場所への立地を検討することが望ましいと考えますが、大西市長の立地場所への見解を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本庁舎は、あらゆる災害から市民の皆様の生命、財産を守る防災拠点でありますとともに、平時における市民サービスの拠点であり、市民生活や経済活動に大きな関わりのある重要な施設であると考えております。市民アンケートにおける御意見や経済団体からの要望等においても、災害時の対応はもとより、平時における利便性や周辺のにぎわいなどに資するため、町なか周辺への立地を望む声も多くいただいているところです。

また、議員御案内の日立市役所の事例におきましては、ハザードマップ上、浸水リスクが見込まれたにもかかわらず、非常用電源設備を地下に配置するなど、浸水対策が不十分であったものと承知しております。

そのようなことから、本庁舎等の建て替えに当たっては、立地場所を含め、市民の皆様をはじめ議会や経済団体等の御意見を踏まえるとともに、防災の専門家の知見を生かすなど、あらゆる災害リスクに対応できる防災拠点施設となるよう検討を進めてまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 日立市役所は今年3月、千年に一度とされる想定最大規模の降雨量で、初めて危険性を指摘されましたが、建て替え検討段階では浸水想定はありませんでした。様々な検討段階の中で最終的に地下電源となったようであります。また、免震構造ですから、今から電源を上げることは不可能であるということもおっしゃられておりました。

熊本市庁舎の現在の場所は、ハザードマップ上、白河からの溢水で5メートルから

10メートル、想定最大規模降雨に伴う洪水による浸水継続時間は1日から3日未満、坪井川の溢水で0.5メートルから3メートル、浸水継続時間は12時間未満と想定されています。市長より、建て替えに当たってはあらゆる災害リスクに対応できる防災拠点施設となるよう検討していくとのことでありました。総合的な判断をした結果として、本庁舎の防災拠点としての前提が崩れないようにしていただきたいと思います。

これから整備方法の情報を早めに開示していただき、丁寧に議論を重ねてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、A I デマンドタクシーの本格導入の検討についてお伺いいたします。

近年、全国各地で路線バスや鉄道の廃止、減便の報道等があり、私の地域でも公共交通に対しての不安の声とともに、逆に、さらに路線を増やしてほしい、増便してほしいという要望の声も多くお聞きします。

買物に行けない、病院に行けない、墓参りに行けないと、利用者にとって希望する場所に都合がよい時間に行けない等、公共交通の便利が悪いとの御意見が多くありますが、ただ、増便をしても必ずしも大幅に乗客が増える見込みがあるという状況ではありません。

本市の公共交通においては、人口減少や自動車の普及等により、公共交通利用者数の減少が続いていることに加え、公共交通を取り巻く環境が年々厳しくなっており、バス利用者数の減少は特に著しく、鉄軌道の利用者数が横ばいで推移する一方、熊本県内で昭和50年に約1億人あった利用者数は5分の1程度まで減少している状況です。新たな路線を増やしたり、増便できる状況ではなく、バス交通の利用者数減少や路線バス運転手の減少から、バス事業者の経営悪化や公共交通のさらなるサービス水準の低下を招いており、郊外部における路線の廃止や運行本数の減少により、公共交通のネットワークの縮小が進んでいます。

そこで、これまで浜田議員をはじめ数名の議員が西南地域で実証実験されているA I デマンドタクシーについて質問されており、私の所管委員会でもありますが、A I デマンドタクシーについて地域の住民の皆さんからの期待の声も大きく、あえて一般質問で取り上げさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

昨年11月から、南区天明地区で実施していますA I を使って効率的な配車や運行をする新しい乗合A I デマンドタクシーの実証実験は、本年8月31日から中島、小島、飽田地域にエリアを拡大し、名前もチョイソコくまもと天明からチョイソコくまもと西南に変更になりました。実証実験では、運行は平日5日間、8時から16時までジャンボタクシー1台で運行、料金は1人1日300円で何回も乗車可能です。乗降場と目的地はほぼごみステーション間隔にあり、運行区域に222か所あります。

そこでお伺いいたします。

実証実験でのA I デマンドタクシーの利用者の条件、予約方法、乗り降りの仕方、利用された乗客の感想、今回の実証実験の結果と課題、改善点について、さらに、バス会社、タクシー会社等既存の公共交通機関への影響、そして、早期に本格運用に入

っていただきたいと思いますが、今後の方向性について、都市建設局長にお伺いします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまのA I デマンドタクシーについての数点の御質問に順次お答えいたします。

まず、利用者の条件につきましては、西南部地区の実証実験開始時には事前の会員登録を要件としておりましたが、より手軽に利用していただけるよう、今年8月から会員登録のない方の利用も可能としております。

2点目の予約方法につきましては、スマートフォン等でのインターネット予約のほか、電話での予約も可能としており、開始時には乗車の2週間前から30分前までの予約としておりましたけれども、8月からは車両に空きがあれば利用直前の予約も可能としております。

3点目の車両への乗り降りににつきましては、相乗りの抵抗感を減らすために大型車両を採用し、車両乗降時のステップの高さ改善への御意見につきましても、早期に改修対応を行っております。

こうした対応に加えまして、停留所及び目的地の設定等、地域ニーズを丁寧に把握しながらの運行に努めていることで、今年3月に実施した会員登録者へのアンケートでも、例えば運賃及びコールセンターについて、非常に満足、または満足との回答がそれぞれ回答者の78%、82%である等、満足度が高く、利用状況も開始時から安定的に利用されておまして、相乗り率も継続して50%を上回る結果となっており、8月からは利用エリアも拡大しております。

最後に、本格導入に向けましては、公費以外の財源確保や既存の公共交通機関との調整といった課題があり、現在スポンサー獲得に向けた事業者との協議のほか、バス事業者とA I デマンドタクシーと連携した路線バスの再編や、安定的な運行に向けたタクシー業界との協力体制構築に向けた協議を進めておまして、さらなる利便性向上のため、停留所、目的地の増設や運行時間の延長等にも取り組んでまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 実証実験では満足度が高く、安定的に利用されているようです。本格導入に向けては、公費以外の財源確保や既存の公共交通機関との調整の課題があり、スポンサー獲得に向けた事業者との協議やバス事業者とA I デマンドタクシーと連携した路線バスの再編、タクシー業界との協力体制構築に向けた協議を進めており、さらに利便性向上に取り組んでいくとの答弁でありました。

今後の人口減少、超高齢化社会に対応したまちづくりを進め、将来にわたり日常生活に必要な通勤、通学、通院、買物や行政サービスの利用等の移動ができるよう進めていただきたいと思います。

また、お出かけI Cカードの対応を含め、1回当たりの料金の見直しも検討してい

ただきたいと思います。

免許返納を検討している方がなかなか返納に踏み切れない状況の方もおられます。誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通の実現に向けて早期に地域状況を調査していただき、本格導入をしていただきたいと思います。

また、今回は触れませんでした、子育て支援を目的に自宅と習い事先、学習塾、児童育成クラブ等までの間、児童を送るチョイソコくまもとキッズについても、運行エリアを広めていただきたいという要望をいただいております。通行エリア拡張をよろしく願いいたします。

次に、障害者法定雇用率の改正に伴う働き方支援についてお伺いいたします。

1960年に制定された障害者雇用促進法では、事業主に対し、障がい者の職業的自立を促進するという法の趣旨から、常時雇用する従業員の一定割合以上の障がい者を雇うことを義務づけています。障害者法定雇用率はこれまで幾度もの改正を経てきましたが、43.5人以上の民間企業では2.3%だったものが令和6年度より段階的に引き上げられ、令和8年7月からは2.7%になります。特殊法人、国、地方公共団体では2.6%から段階的に3.0%へ、都道府県等の教育委員会は2.5%から2.9%へ引き上げられることが決定しております。

また、雇用義務が課せられているのは、これまで週20時間以上勤務する者に限定されていましたが、令和6年4月以降、週10時間以上20時間未満勤務の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者についても、事業者が雇用した場合、雇用率において0.5人として算定できるように改定されます。このことは、これまで体調の状況等様々な要因で週20時間、1日平均4時間以上は働くことが困難な障がい者の方にとっては、就労したくてもかないませんでした、1日平均4時間は無理でも平均2時間ならば働ける障がい者の方にとって、雇用契約が結ばれることによって、最低賃金が保障されるようになり、新たな道が開けます。就労機会の拡大につながる明るい希望であります。

しかし、法律が改正されても、事業者側にとってはどのような業務を任せてよいのか、障がい者にとってもどのような業務ができるのか、体調不良の場合に仕事ができるのか、不安な要素が多く、お互いにウィンウィンな関係を持続できるのか、持続可能な就労に結びつくまでには様々なことをクリアすることが不可欠であり、ちゅうちょされている事業者の方もいると思われます。

ここで、障がい者の新たな注目される働き方について、1つの事例を紹介いたします。

第1回定例会にて藤永議員より少し紹介がありましたが、広島大学が障がい者の雇用を目的として、熊本市東区にある在宅就労支援事業団のサテライトオフィスの利用を開始しました。ここでは、精神障害と身体障害を持つ4人の訓練生がパソコンに向かって1日4時間仕事をしています。

現在訓練生たちが大学から依頼されている仕事は主に2つ。1つは配車の管理業務

です。大学は数十台の車を所有していて、今までは行き先などの運行記録を紙の台帳で管理していましたが、それをデジタル情報に変えるデータ入力業務を手がけています。

もう一つは、教授などの大学の教員の異動に関する手続のシステム化です。大学で教鞭を取る、あるいは研究を行う大学教員は幾つかの大学を行き来するケースが多い。その異動に伴い様々な手続にはかなりの時間と労力を要していますが、こういうことが在宅でもできる事務手続としてうまくシステム化できれば、障がい者の在宅ワークの領域や可能性はさらに広がると期待を寄せられています。

障害者法定雇用率制度は順次引き上げられますが、事業者側からは、個人情報保護法など、コンプライアンスが厳しくなる中、どのような仕事を依頼できるのか分からず、戸惑いを覚えているとの声をお聞きします。業務の選択は企業だけでは難しいこともあります。実際に障がい者の事情に通じた上で、企業の業務や組織体制を見なければ、どの業務のどこを切り出せばよいのかが判断が付きません。広島大学の担当者は、現場で情報やノウハウを有する在宅就労支援事業団さんに支援していただきながら進めていきたいといわれています。

障がい者の側の立場で考えると、これまで訓練を受けてきた同じ施設内での業務とあって、環境の変化によって感じるストレスがない。また、サポートが必要な際には、自分のことをよく知る施設の職員がサポートしてくれるため、コミュニケーションも図りやすい。雇用者側から見ると、事業団の職員さんがサポートしてくれるので安心である。サテライトオフィスで仕事やサポートを受けながら仕事を続け、もう在宅しても大丈夫と判断されれば、大学が直接雇用し、在宅での就労へ移行することができるし、そのままサテライトで仕事を続けることも可能です。在宅で仕事ができない方にとっても、サテライトオフィスは企業や団体など、雇用側と利用者の双方に寄り添った配慮が見られます。

障がい者に限らず、超短時間雇用を広める上で必要なのは、地域でサポートする仕組みです。障がい者雇用では、体調を崩して仕事を辞めたり、仕事単位で人を雇うため、仕事なくなる場合も少なくありません。そんなとき企業や当事者が問題を抱え込むのではなく、自治体や就労移行支援事業者などと協力し、地域でサポートする仕組みをつくるのが持続可能な取組となります。

川崎市、神戸市、岐阜市、渋谷区などでは、自治体とその自治体にある多くの企業で超短時間からの雇用ができる地域システムを構築しています。週20時間未満の労働時間にすることで、働く側のメリットとしては、時間的余裕が生じて育児や介護などの両立がしやすくなる、体調に応じて勤務時間を調整できる、キャリアを継続できる、生活の質が向上する。雇う側にとっては、離職者が減り定着率が上がる、障がい者の就労機会が拡大する、社内での障害者雇用への理解が促進される、従業員の満足度や生産性が高まるといわれています。大切なことは選択肢がたくさんあること、当事者にとっても社会と関わることは生きがいややりがいにつながります。

ここで、健康福祉局長にお伺いします。

1点目、令和6年度から段階的に障害者法定雇用率が引き上げられますが、現在の法定雇用率達成企業数と未達成企業数を伺います。

2点目、熊本市役所の現在の障害者雇用率と障がい者の方の人数、雇用率改正に伴い、増加される方の雇用人数、業務内容等、どのように取り組まれますでしょうか。

3点目、人口減少、働き手不足の中で、障害者法定雇用率の改正に伴い、住宅就労支援事業団さんのような短時間雇用を希望する事業者、障がい者のマッチングを支援するサテライトセンターのような取組を本市でも検討されないでしょうか。

以上、3点お伺いいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 障害者雇用に関し、3点のお尋ねに順次お答えいたします。

まず、障がい者の法定雇用率の現状ですが、熊本労働局が発表している最新の令和4年障害者雇用状況の集計結果によりますと、熊本県内の法定雇用率達成企業数は1,321企業中757企業であり、達成企業の割合は57.3%となっています。

次に、本市の障害者雇用率ですが、市長事務部局が2.62%、教育委員会が2.55%、上下水道局が3.00%、交通局が3.95%、病院局が2.84%であり、会計年度任用職員を含め223名を雇用しています。今後雇用率が市長事務部局等は3.0%、教育委員会は2.9%まで段階的に引き上げられることに伴い、約70名を新たに雇用する必要があります。

現在障がいのある職員に対しましては、職業生活相談員等による相談支援体制の充実を図り、合理的配慮の観点から障がいの特性や本人の希望を踏まえた配属先の決定や業務とのマッチングを行っており、また、所属等に対し、障がいの特性について理解を深める研修や啓発などを行っています。

引き続きこれらの取組を積極的かつ着実に推進するとともに、一人一人の職員の特性に合った業務の掘り起こしを行うなど、障がいのある職員が活躍できる環境づくりに努めてまいります。

最後に、障がい者と企業のマッチングについてですが、本市では平成25年10月から熊本市障害者就労生活支援センターを開設し、障がい者の一般就労の支援を強化するため、就職支援、定着支援、職場開拓等の就労支援体制を整えており、企業に出向き、障害者雇用への理解啓発、雇用勧奨や求人開拓等を行っているところです。

今後は当該センターをさらに有効活用し、障がいのある方の多様な働き方や特性に応じ、雇用の促進と職場への定着の両輪で支援を強化するとともに、短時間での労働を希望する障がい者とその受入れを行う企業のマッチング等において、積極的なアプローチや情報発信に努め、次年度以降の障害者法定雇用率の引上げへ対応してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 令和4年の結果によると、県内の法定雇用達成企業数は1,321企業中

757企業であり、57.3%とのことです。未達成企業数はまだ564企業あります。本市としても今後さらに障がいのある人の多様な働き方や特性に応じ、雇用の促進と職場への定着の両輪で支援を強化するとのことです。しっかり支援をしていただいた上で、決して雇用率ありきにならないように、雇う側と働く側がウィンウィンの関係になるように充実をしていただきたいというふうに思います。

また、短時間労働についても、積極的なアプローチや情報発信に努めていくとのことです。ので、よろしくお願いいたします。

今回の改正は、障がい者の方にとって新たな道が開けます。改正に伴い、熊本市役所でも短時間労働に対応できる新たな就労形態について研究をしていただきたいというふうに思います。

そして、今年度本市では、テレワークを活用した地域課題解決事例の創出に関する実証実験を行っております。女性、障がい者、高齢者、外国籍の方、全ての働きたい人がテレワークを活用して就労機会の創出やデジタル人材の育成などを図り、地域が抱える課題について横断的に解決するためのモデル事業と聞いております。こちらもちろぜひ継続していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、带状疱疹予防ワクチンについてお伺いいたします。

令和4年第2回定例会にて、会派の三森議員から質問がありましたが、その後、全国の多くの自治体で公費助成を開始していますので、改めて質問させていただきます。

带状疱疹は水痘、带状疱疹ウイルスによって発症する病気です。多くの方がこどものときに感染する水ぼうそうのウイルスが治った後も体内に潜伏していて、過労、ストレス、加齢のほか、がんや糖尿病など、免疫の働きが低下する病気にかかっている、または免疫の働きを抑える薬を服用している場合に、免疫機能が低下するとウイルスが再び活性化して発症します。皮膚症状があらわれると、ぴりぴりと刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合があります。

宮崎県で実施された带状疱疹大規模疫学研究調査で示されているように、50歳代から発症頻度が増加し、70歳代でピークを迎えます。また、80歳までに3人に1人が発症する一般的な疾患です。50歳以上で発症した方の約20%の方は、焼けるような刺すような継続的な痛みや、触れるだけで痛みとを感じる带状疱疹後神経痛（PHN）に移行するとされています。その割合も高齢化とともに増加し、80歳以上では3割の方が移行すると報告されています。

PHNに移行した場合、長期治療を要することとなり、日常生活や精神状態にも長期間にわたり影響を与えます。また、带状疱疹があらわれる部位によっては角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。治療にはウイルスの増殖を抑える抗ウイルス薬が主に使用され、発疹が生じて72時間以内に治療を開始できれば、疼痛消失までの期間を短縮しますが、発症後早期に受診する患者は少なく、皮疹出現後2日以内に受診する患者は半数以下との報告もあります。

带状疱疹を予防する効果が最も期待できるのは带状疱疹ワクチンの接種です。带状疱疹

疱疹後、神経痛による疼痛が残存した場合は、約3分の1の人は1年後でも持続するとの報告もあり、長いケースだと10年間もこの痛みと付き合い続ける人もいるとのことで、带状疱疹やそれに伴う合併症による医療費や経済的損失が大きくなっています。

日本人の90%以上の人はこのウイルスが体内に潜伏していて、带状疱疹を発症する可能性があります。このような背景から、本年10月時点で独自に助成をしている自治体は全国で326までに広がってきています。昨年6月の三森議員への答弁では、ワクチン接種を行うことにより病気に対しての免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができることから、予防接種の意義は大きいと考えているが、費用助成については、国の動向を注視してまいるとの答弁でありました。

そこで、健康福祉局長にお伺いいたします。

国の最近の動向はどう捉えられているのでしょうか。最近の2年間でワクチン接種費用の助成を始めた自治体が急激に増えています。2021年度までは僅か12自治体でしたが、2022年度は44自治体、2023年度今年度は既に270自治体が公費助成を始め、全国で326自治体になっております。政令市では新たに浜松市の市長が積極的に進めてまいりたいと議会で答弁されています。

医師会さんからも要望が挙がっているとお聞きしますが、要望は来ておりますでしょうか。本市において早期に公費助成をすべきと考えますが、検討状況をお伺いします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 带状疱疹ワクチンの費用助成の検討状況についてお答えいたします。

50歳以上の带状疱疹予防接種は、数年前よりワクチンが承認され、任意接種となっておりますが、厚生労働省の厚生科学審議会において、現在有効性や安全性等の観点から、予防接種法に基づく定期接種化に向け、専門家による議論が進められているところです。

本市としましても、健康被害が発生した場合に予防接種法による救済が可能な定期接種が望ましいと考えており、大都市衛生主管局長会等を通じて国に早期の定期接種化を要望しています。

現在実施していない接種費用助成につきましては、熊本市医師会から本市独自の助成をとの要望があっているところですが、今後の国の動向を注視してまいります。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 ありがとうございます。

日本は世界で最も平均寿命が長く、また、急速な高齢化に伴う社会保障に係る負荷が課題となっておりますが、健康な成人や高齢者が増加することは、医療、介護資源の負担を軽減できるだけでなく、健康な成人や高齢者自身及びその介護者による消費活動や労働生産性の向上が期待でき、社会全体の利益につながると考えます。健康長寿延伸及び社会保障の負荷軽減を目指す手段の一つとして、带状疱疹患者数の低減は重

要あり、その実現に向けた带状疱疹ワクチンの定期接種公費助成は必要と考えます。

国も議論が活発化してまいりました。国の動向を注視するとの姿勢には一定程度は理解いたしますが、全国の自治体では、国の動向を分かりつつ公費助成に踏み切った自治体が2年前の12か所から326か所に急増しております。熊本県内では、現在3町村で公費助成を始めていますが、その他の自治体でも検討が始まっており、本市の動向を見ているのではないかと思います。現場で患者さんと向き合われている医師会さんからも要望がっております。本市においてもなぜ助成する自治体が増えたのか、本市で助成を行った場合の予算規模、効果等、前向きに調査に入っていただくように要望いたします。よろしくお願いいたします。

最後に、商品である中古軽自動車に係る税の減免についてお伺いします。

普通自動車の場合、3月31日以前に登録し、4月1日現在において中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ展示している普通自動車については、自動車税種別割の3か月分が減免される制度が熊本県税にはあります。しかし、市税である軽自動車税については、同様の課税免除はありません。また、普通自動車税の場合は月割りがあり、登録を抹消した場合に還付金がありますが、軽自動車税の場合は還付金がありません。近年軽自動車の需要は高まっており、中古自動車販売業者でも展示在庫を多く抱えている状況です。

そこでお伺いします。

既に商品として展示されているナンバープレート付軽自動車の種別割課税免除制度について、近年政令市でも実施を始めた市があると聞いておりますが、実施している自治体の状況をお示してください。

また、本市で課税免除制度を実施しない理由を伺います。

財政局長に伺います。

〔三島健一財政局長 登壇〕

○三島健一財政局長 軽自動車税に関する2点のお尋ねにお答えいたします。

まず、ナンバープレート付商品車両の課税免除を行っている他都市の状況について、政令指定都市では令和3年度の7市から現在は10市となっており、近年増加傾向にあります。

一方、熊本県内では全自治体で課税免除は実施しておりません。

2点目の本市で課税免除を行っていない理由でございますが、軽自動車税は毎年4月1日の車両の所有者に課せられる資産課税としての性質を有していること、ナンバープレートをつけて展示されている車両は試乗などで道路を走る状態にあり、平成16年3月の衆議院予算委員会で、総務省自治税務局長が課税対象となる軽自動車に含まれる旨の答弁をしていること、さらには、県内自治体における課税の均衡を保つ観点などから総合的な判断を行っているところでございます。

今後財政需要のさらなる増大が見込まれる中、税源を確実に補足し、税収を上げていくことは重要であり、現時点では課税免除を行うことは考えておりませんが、引き

続き他の政令指定都市や県内自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

〔36番 井本正広議員 登壇〕

○井本正広議員 ありがとうございます。

平成16年に総務省自治税務局長が答弁した後でも、課税免除を実施する自治体が増えております。答弁にあったように、政令市では令和3年度の7市から現在10市となっており、近年増加傾向にあり、九州内の福岡市、北九州市、佐賀市では既に実施しております。ただし、熊本県下では、課税免除している自治体はありませんので、国・県、市町村とよく検討していただき、税の不公平感がないように取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

びたり時間でなりました。以上で、私の今回用意した質問は全て終わりました。

本日はお忙しい中、傍聴に来ていただいた皆様、オンラインで視聴していただいた皆様、そして、議場の皆様、御清聴いただき、心より御礼を申し上げます。

社会情勢は大変厳しい状況であります。これからも市民の皆様の声を政策に届けるよう、しっかり取り組んでまいる所存でございます。本日は大変にありがとうございました。

以上で終わります。（拍手）

○田中敦朗議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○田中敦朗議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中敦朗議長 一般質問を続行いたします。

寺本義勝議員の発言を許します。寺本義勝議員。

〔30番 寺本義勝議員 登壇 拍手〕

○寺本義勝議員 こんにちは。自由民主党熊本市議団のこわもてで態度もでかいが声もでかい。しかし、実は本当は優しいがモットーの寺本義勝でございます。

まずもって、登壇の機会を与えていただきました我が会派をはじめ、ここにおられる全ての先輩並びに同僚議員の皆様に心より感謝申し上げます。また、お忙しい中にもかかわらず、遠路よりおいでいただきました傍聴席の皆様、心より感謝申し上げます。そして、インターネット中継を御覧の皆様にも厚く御礼を申し上げます。

4期目初めての一般質問の登壇であります。これまで何度も質問は行ってまいりましたが、やはり本会議場での登壇は緊張しております。今回の質問も、日頃市民の皆様から寄せられた御意見や要望を中心に行ってまいります。

先般、我々議員の質問が地元や地域の質問が多く、市全体の政策や事業についての

議論がなされていないとか、発表会さながらとやゆするような記事を拝見しましたが、そもそも我々議員は、区ごとの選挙の中でそれぞれの地域の代表として負託を受け選出されており、そうなることは必然であり、ましてや質問登壇する議員は、それぞれがまさに真剣勝負のつもりで行っておりますので、どうか御理解いただきたいと思います。

また、当然のごとく市全体に関わる重要な問題、課題についても質問は行いますが、それらについては、別途特別委員会であったり、常任委員会でも議論がなされていきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、早速通告に従いまして質問を始めますが、準備が十分とは言えず、いささかの外れやお聞き苦しい点があるかと思えます。どうか御容赦いただき、しばらくの間お付き合いをお願いしますとともに、小心者でありますので、くれぐれも市長はじめ執行部の皆様には、寛大な心でやさしい答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、令和6年度当初予算編成についてお尋ねいたします。

1点目に、編成方針の特徴として、今回の編成方針では、別枠要求新ルールが設定され、対応する予算枠として10億円を用意するとのことですが、その詳細と、既に予定されている事業があればお示ください。

2点目に、歳入予算について、歳入額の見積もり積算において、増加、あるいは減少する要因があれば、それをお示ください。

また、新たな財源を確保する観点から、私が以前予算決算委員会総括質疑において質問しました市有財産、いわゆる普通財産の売却状況はどうなっていますでしょうか。

続けて、県が公表した復興基金一括交付金の状況と見込みはどうなっていますでしょうか。

さらに、現在検討が始まっている宿泊税について、検討状況と仮に導入した場合の収入見込額について、それぞれお示しいただきたいと思います。

財政局長にお尋ねいたします。

〔三島健一財政局長 登壇〕

○三島健一財政局長 予算編成に当たりましては、限られた経営資源の中で、必要な施策を確実に推進していくため、事業の優先度に応じた選択と集中を行うとともに、不断に事務事業を見直す必要があります。

そこで、令和6年度当初予算編成方針においては、各局の主体的なビルド・アンド・スクラップを促す仕組みとして、各局のシーリングに基づく削減額及び精査による削減額の合計額の3倍を上限に、重点課題対応経費を要求することができるルールを新たに設け、10億円を別枠で確保しております。

重点課題対応経費につきましては、現在予算編成作業の最中にありますものの、令和6年度当初予算編成に基づき、こども施策をはじめとした重要施策の推進に積極的に活用することとしており、その詳細につきましては、第1回定例会においてお示し

をしたいと考えております。

次に、令和6年度当初予算フレームにおきます歳入予算でございますが、国が示す令和6年度地方財政収支の仮試算等を基に積算しており、例えば、地方交付税は国税収入の増に伴う法定率分の増等により、地方交付税総額が増加する見通しとされておりますことから、本市においても増加する一方、臨時財政対策債は減少するものと見込んでおります。

また、市税につきましては、固定資産税及び都市計画税が家屋の新增築等の影響などにより増収するものと見込んでおります。

また、新たな財源確保に関するお尋ねでございますが、まず、普通財産で現に使用されていない未利用地は36か所、約7万1,000平米となっております、引き続き適切に維持管理を行っていくとともに、売却等の利活用を図ることとしております。

次に、平成28年熊本地震復興基金交付金につきましては、県補正予算成立後に各市町村への配分額が示される予定と承知しておりますが、熊本地震からの復旧・復興の総仕上げに活用するための財源との趣旨を踏まえ、被災者の生活再建や防災・減災のまちづくりなどの取組に有効に活用してまいります。

最後に、宿泊税につきましては、現在宿泊税検討委員会において検討を進められており、スピード感のある観光振興とそのための財源確保が重要といった意見をいただいております。今後宿泊税導入の是非を含めて慎重に御審議の上、令和6年3月に答申が予定されております。

最後に、宿泊税を導入した場合の税収見込額についてでございますが、宿泊税導入都市の事例を参考に、仮に税率を一律200円、宿泊者数を令和4年の約260万人と設定した場合、約5億2,000万円となります。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 これまで多くの議員からたびたび質問のあります臨時財政対策債は、減少する見込みとのことで、これにより市債残高の状況が良化することを期待したいと思っております。

また、普通財産の売却については、保有する期間が延びれば延びるほど維持管理費がかさむこととなりますので、積極的に売却などの利活用を進めていただきたいと思います。

宿泊税については、検討委員会からスピード感のある財源確保を求める意見もあったようですし、仮の試算で一律200円で行った場合、約5億2,000万円、さらに、仮に400円と仮定すれば、約10億円の財源が生まれると想定されますので、ぜひ早急に検討を深めていただきたいと思います。

次に、歳出予算について、重点的に予算措置すべきではないかと思われる点について、2点お尋ねいたします。

1点目、地域、いわゆる自治会長さんなどから提出されている除草や道路、水路の改善、維持補修への対応予算についてですが、第3回定例会の予算決算委員会におい

て、我が会派の古川議員からの質問で、膨大な要望に予算措置が追いついておらず、特に農政関係の要望書が提出されてから何年も対処できていない状況が続いていることが分かりました。

ちなみに、ある要望の件で実際確認に行ってみると、7年も前に提出された要望がいまだに対処できず、しかも、まだ順番がかなり待ちとのことでした。既に提出された当時の自治会長さんは交代されておりましたが、当事者である自治会長さんからすると、地域の住民の方々から、あの自治会長はしきらっさんだったとか、ためにならんだったとか中傷され、気の毒なばかりであります。

また、何度も一般質問で取り上げられる土木関係の除草の要望がどのくらい出させていて、どの程度対処できているのかも教えてほしいと思います。

そして、このような実態がある中で、この問題を早急に解決するために、どのように予算措置において反映されるおつもりか。除草問題については都市建設局長に、予算措置については財政局長にそれぞれお尋ねいたします。

続けて、地域独自のイベント、いわゆる祭りや花火に対する支援についてお尋ねいたします。

今年の江津湖花火は14万7,000人の観客、経済波及効果は11億3,400万円とのことでした。4年ぶり、しかもコロナ明けの影響もあり、まさに大盛会かつ大成功であったと思います。一方、市内各所、各地域においてもそれぞれ独自の祭りや花火大会が開催され、こちらも大盛会であったとお伺いしております。

ちなみに、私の地元旧城南町でも、商工会や自治協議会、消防団等の皆さんが協力し合って夏祭りと花火大会が同時開催され、大盛況でした。主催関係者の話では、2万人の観客が来場されたとのこと。私も参加しましたが、驚くべきことは、旧城南町の現在の人口が2万2,000人程度ですから、その来場比率の高さは驚異的であります。

しかし、その裏では、開催経費の捻出に大変な苦勞をされていたことも見逃すことのできない事実であります。江津湖花火は市中心部での開催であり、市周辺部にお住いの市民は、遠い、駐車がない、交通手段が確保できずなどの理由で、見たくても見に行けず、何で中心部ばかりと思っておられる方が多数おられるのも事実であります。決して江津湖花火を否定するものではありませんが、全ての市民がこうしたイベントを通じて熊本市の魅力を感じ、地域のつながりと助け合いを醸成するためにも、紹介した地域独自の祭りや花火大会に対して支援をしていただけないかと思います。

現在各区役所においてコミュニティ補助がありますが、3年間と期限があり、持続、継続には使えません。どうか市長の英断により支援制度をつくっていただけないものでしょうか。こちらは市長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 私からは、除草要望への対応等に関する御質問にお答えいたします。

道路及び公園の除草につきましては、これまでも要望箇所や対応時期などの実績を基に、除草箇所や優先順位を修正しながら実施しており、さらに今年度予算においては除草経費を増額し、回数を増やす等、対応を強化していることもあって、地域からの要望は減少傾向にあるものの、夏場の旺盛な草の繁茂等もあり、解消には至ってございません。

除草対応状況の改善に向けて、引き続き実績を基にした効果的な実施や回数の確保に努めるとともに、植樹ます内の土壌入替えなどの根本的な除草対策や業者に創意工夫を促せる複数年契約を推進し、今後も新たな手法によるコスト削減や効率化を図りながら、計画的な除草に努めてまいります。

さらに、地域との協働による除草の取組も重要であることから、道路美化ボランティアや公園地域パートナー制度などへの地域の参加を促してまいりたいと考えております。

〔三島健一財政局長 登壇〕

○三島健一財政局長 地域からの御要望の予算措置への反映の状況についてお答えいたします。

まず、ただいま都市建設局長が答弁いたしましたとおり、令和5年度当初予算におきましては、道路、河川、公園の除草、樹木剪定経費について、令和4年度当初予算の約13億円から約5億円増額した約18億円とするなど、予算額の大幅な拡充を実施したところでございます。

そのため、まずは拡充した本年度予算を効果的に執行し、事業効果を最大限高めていくことが重要であると考えておりますが、引き続き当該事業をめぐる状況を丁寧に把握し、適切に毎年度の予算編成に反映してまいります。

また、農政関係の要望への対応につきましては、これまで議会からも御指摘いただいているところでございまして、実態を適切に把握し、新年度の予算編成において留意してまいります。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、答弁に入ります前に、地域のイベントを支え、地域の活性化に御尽力をいただいている各種団体の皆様、地域の皆様方に対しまして、改めて深く感謝申し上げたいというふうに思います。

現在各区におきましては、地域の課題解決やコミュニティの活性化に寄与し、自主自立のまちづくりを推進する地域住民の主体的な取組に対しまして、地域コミュニティづくり支援補助金を交付しております。これまでも地域の特性に合わせ、補助金交付対象団体の拡充や新たな補助対象事業の創設、補助上限額の引上げ等、各区それぞれに本補助金の見直しを行ってきたところでございますが、議員御紹介のように、地域ごとに様々な課題があると認識しておりまして、引き続き地域コミュニティに関する取組について見直しを行ってまいります。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 1点目の除草問題については、実施回数は増やしているものの、まだまだ課題はあるようです。答弁にあったボランティアや地域パートナー制度をぜひ促進していただきたいと思います。

また、農政関係の要望については、実態を把握した予算編成に留意していくとのことですので、大いに期待したいと思います。

付け加えるならば、現在来年度の予算に向けて各原課原局から予算の積算をしておられると思います。余談になりますけれども、令和4年度の決算の中では、実質収支が70億円程度、50億円を上回る残余金が出ております。当然来年度の予算要求をする段階においては、各課が現年度の決算見込額を見積もった上で、新たな年度の予算要求をされていると思います。そうするのであれば、ましてや令和5年度の決算があったときに、またまた50億円前後の剰余金が出るのではないかと想像します。だとするならば、この12月予算要求時点で決算見込額を積算し、余りそうなお金を補正予算、あるいは流用等によって年度内に1か所でも2か所でも多く対応していただくように付け加えておきたいと思います。

2点目の地域イベントに対する支援については、取組の見直しを行うとのことですので、全ての市民がどこに住んでいても様々な地域イベントに参画し、そして、熊本市に住んでよかったと感じられるよう、スピード感ある見直しと、そして、機能的かつ柔軟な支援制度をつくっていただくようお願いしておきます。

次に、産業用地集積の現状と今後の取組について、2点お尋ねいたします。

1点目に、TSMCの進出に呼応して、本市でも産業用地の集積エリアを指定し、サウンディング方式により民間活力を活用した公募を行い、市が行政手続、いわゆる農振除外、農地転用、開発許可取得等において支援を行うこととし、既に3者との協定を結ばれ、始動したところですが、具体的にその支援の内容と現在の支援状況についてお示しください。

2点目に、集積エリアの指定に有効期限はあるのでしょうか。また、公募に対し応募がなかった残る指定エリアに、物流等の半導体関連産業と直接的に関わりのない産業の需要が生じ、集積の可能性と必要性が認められるような事象が発生した際には、どのように取り組んでいかれるつもりでしょうか。

一例として紹介させていただきますと、現在の城南工業団地に立地しておられる複数の企業様より、2024年問題の影響を考慮して、九州南部へ向けた中継点となる物流拠点がほしいといった御相談もあります。そのような点も踏まえ、今後の取組方針を、経済観光局長にお尋ねいたします。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 産業用地の整備につきまして、1点目の市の支援についてでございますが、産業用地の整備に際しましては、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、農地法、地域未来投資促進法などに基きまして、土地利用規制に関する手続を行う必要がございます。本市では、このような手続業務が迅速かつ円滑に進

みますよう、関係部署が連携して支援を行いますとともに、建築物の建蔽率等の基準を緩和するほか、地域住民などへの説明や立地する企業の誘致に整備事業者と協力して取り組むことといたしております。

現在は主に農用地区域からの除外や農地転用に必要となる計画に関する手続を熊本県と共同で進めておりますほか、熊本県公安委員会との交通対策に関する協議に向け、整備事業者と調整を行っております。

2点目の産業用地の整備に関する今後の取組についてでございますが、半導体関連産業の集積に向けた産業用地整備方針で指定しております集積推進エリアにつきましては、特に有効期限を定めているものではございません。

また、応募がなかったエリアも含めまして、今後の産業用地の整備につきましては、今回の整備事業における企業の立地状況や新たな産業用地のニーズ等を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 一般的に行政が行う許認可等の処理手続は非常に時間がかかるというイメージがあります。今回の産業集積用地に係る行政手続には、市民への説明はもとより、国・県の許可や同意を要するものもあると思いますが、より多くの企業を誘致するためには他の周辺自治体とのスピード勝負だと私は考えますので、答弁されましたように、迅速かつ円滑に進むよう頑張りたいと思います。

また、指定エリアについては有効期限はなく、あえて紹介した城南工業団地の例を含め、今後のニーズを踏まえた対応を考えておられるようですので、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、10分20分構想について、2点お尋ねいたします。

1点目、現在の進捗と今後の取組についてお示しいただきたいと思います。

2点目に、本構想について、市長は、住民参加型の道路計画として市民の意見を聞きながら進めていくと公表しておられますが、そこで、私も一市民として意見、提案をさせていただきたいと思います。

市長は、以前有料道路としての整備も検討する旨の発言をされましたが、私も同感であります。そして、できればルートの選定に当たっては、既存の幹線主要道路、例えば、空港連絡道路は産業道路経由の国体道路、南連絡道路は浜線バイパスを選定し、それぞれ2階建て構造の有料道路として整備してはいかがでしょうか。

特に南連絡道路については、浜線バイパスを直進して緑川を横断して、城南スマートインターまで延伸し、さらに国道266号線との結節を現在のスーパー等の商業施設が集中している地域の裏側で行い、町中心部の車両交通量を減少させて、常態化しているめどまち橋と旭町交差点付近の大渋滞の解消につなげたらと考えます。

いずれにしても、様々なルート案が想定されますが、本構想が真に本市市民の交通利便性と生活環境向上に寄与するものとなるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点について、市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 10分20分構想につきましては、これまで県・市が主体となり、国の協力をいただきながら概略ルート帯や構造、有料道路制度の活用を含めた事業手法など、様々な観点から検討を進めており、先週11月30日、計画の具体化に向け、第1回熊本市圏3連絡道路有識者会議を県・市共同で開催いたしまして、住民参加型の道路計画に着手したところであります。

住民参加型の道路計画とは、道路計画の策定プロセスを明確化するとともに、地域や道路の解決すべき課題を住民の皆様と共有し、アンケート調査等により御意見を伺いながら、概略ルート帯や主な道路構造など、最も優位な概略計画を決定するものであります。

10分20分構想の概略ルート帯等の検討につきましては、議員の御意見にもありましたように、市民の交通利便性と生活環境向上に寄与するものとなるよう、渋滞解消の観点はもとより、交通拠点等へのアクセス改善、さらには観光、産業、防災等、総合的な観点で住民参加型で進めることといたしております。

引き続き、県・市連携の下、熊本市が強いリーダーシップを発揮しますとともに、国にも積極的に支援を要望しながら、新たな3つの高規格道路を一日も早く実現できるよう着実に道筋をつけてまいりたいと考えております。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 答弁にありましたように、住民参加型になればなるほどその意見や要望は多岐にわたり、集約は大変だと推察しますが、市長が強いリーダーシップを発揮するとのことですので、大いに期待しておきたいと思います。そして、老婆心ながら、10分20分構想がくれぐれも10年20年構想とならないよう、執行部一丸となって頑張っていたいただきたいと思います。

次に、A I デマンドタクシーの利用状況と課題及びライドシェアに対する考えについて、2点お尋ねいたします。

現在の進捗状況と課題及び今後の展開については、先ほどの公明党井本議員の質問でもありましたので、省略し、1点目として、先ほどの答弁でもありましたように、おおむね良好な状況であることが分かりましたので、今後さらに実証実験対象地域を拡大していただきたいと思います。

特に旧城南町では、現在コミュニティ交通としてデマンドタクシーが運行されておりますが、搬送先が最寄りのバス停となっており、しかも、そのバス停は雨ざらし日ざらし、バスは1時間に1本程度と、至極使い勝手の悪い条件であるため、利用は皆無に近い状態であります。できるものならば、早急に乗降場所が多く結節点が便利なA I デマンドタクシー実証実験の導入を検討していただきたいと思います。

A I はローマ字で読むと愛と読めます。ぜひとも愛ある公共交通の確保を促進し、市民の移動がより快適なものとなるよう取り組んでいただけないものか、お尋ねいた

します。

2点目に、市長は先般、小泉進次郎元環境大臣とともにライドシェアの考察を兼ねて、天明地区のA I デマンドタクシーの状況を視察されたと思います。そもそもライドシェアについては、あくまで国において解決しなければならない問題を多く抱えており、法整備も必要となるわけですが、ライドシェアの導入について、市長の率直な所見をお尋ねしたいと思います。

以上2点について、市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現下の公共交通におきましては、利用者の減少や運転手不足などの課題がある中、令和6年4月以降、バス運転手の労働時間等の基準改正によります運転時間等の上限設定によりまして、さらなる路線バスの減便や路線廃止による公共交通利用者の利便性の低下が懸念されております。現在実証実験を行っておりますA I デマンドタクシーにつきましては、導入に併せて路線バスの再編を行っていくことで、こうした課題への解決手段の一つになると考えておりまして、持続可能な公共交通体系の実現に向け、城南地域と各地域での路線バス再編を進めながら、順次他地域への拡大に取り組んでまいります。

次に、ライドシェアにつきましては、様々な課題や意見があることは承知しておりますが、A I デマンドタクシー同様、持続的な移動手段の確保を目的とするものでありまして、社会課題解決に向けた選択肢の一つとして、研究や実証を行っていく必要があるものと認識しております。

様々な交通施策の展開によりまして、公共交通が直面する運転手不足問題や移動手段の確保等の喫緊の課題に対応しながら、将来にわたり持続可能な公共交通の実現を目的とする地域公共交通の再構築に取り組んでまいります。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 高齢化が加速する中において、高齢者等を含めた交通弱者の交通移動手段を確保することは、行政に課せられた大きな課題であり、責務だと思います。お尋ねしたA I デマンドタクシーはその解決策として大きく期待されますので、迅速な実証と導入をお願いしておきます。

また、全国ワーストの交通渋滞を改善するには、答弁されましたように、地域公共交通の再構築が必須であると考えます。ぜひ迅速に強力に進めていただきたいと思います。

次に、空き家対策についてお尋ねいたします。

急速に増加し続ける空き家の対策として、その有効活用と危険家屋等の撤去方法、いわゆる代執行を含めた市の支援策の周知と実施状況をお示してください。

都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 本市の空き家対策につきましては、空家等対策の推進に関す

る特別措置法、いわゆる空家特措法の施行を受け、平成30年度に熊本市空家等対策計画を策定し、これまで対策を進めてまいりました。具体的には、空き家バンク制度での物件の紹介や倒壊のおそれのある空き家等の解体費補助、空き家への住み替え補助等、市場流通を促進させる取組を行っているほか、管理不全物件について適正な管理を促すための指導等を行っております。

また、空き家のリノベーション等を紹介した中古住宅利活用ガイドブック「住まいのReカツ」や各種制度のチラシ等を窓口に配架するとともに、ホームページで紹介するなど、市民の皆様への周知も行っております。

このような取組の結果、同年度に実施した調査で約3,700戸あった空き家等の約45%に当たる約1,700戸が解体、利活用され、また、周囲に影響を及ぼす可能性が高いと判断された空き家等は105戸から66戸まで減少したところでございます。

一方で、周囲に影響を及ぼす可能性が高い空き家を増やさないためには、管理不全な空き家を発生させない、悪化させないといった予防対策が重要であり、より一層強力に推進する必要があります。そのためには、地域と不動産事業者や司法書士といった専門家等との横の連携、いわゆるプラットフォーム体制の構築が必要と考えており、現在改定を進めております熊本市空家等対策計画に位置づけ、適宜市議会の御意見も伺いながら、具体的な対策をまとめてまいります。

次に、危険空き家の撤去につきましては、所有者に早期に取り組んでいただけるよう、令和元年度から解体費用の一部補助を実施しており、令和4年度までに48件交付し、今年度は5件交付決定を行っております。繰り返しになりますが、今後増加が予想される空き家への対策は予防対策が重要でございまして、適正な指導と併せて建物が老朽化する前の除却やリフォーム等、利活用促進への支援や地域と連携した空き家対策への支援について取り組んでまいります。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 答弁にありました3,700戸の空き家のうち、1,700戸が解体、利活用されたというのは驚きではありますが、逆を言えば、まだ2,000戸の空き家が存在することにもなります。対策については、様々な取組を行っておられ、今後の効果に期待するところですが、特に危険家屋への対処については、先般民有地からの倒木による死亡事故裁判で、市が敗訴するといった事例もあり、家屋の倒壊による同様の事例が発生することも想定されますので、積極的に代執行などの手続に取り組んでいただきたいと思います。

なお、担当課より頂いた空き家に関する終活手帳というのがあります。これは大変よく出来ており、大変ためになりますので、より多くの市民の皆さんに行き渡るよう検討をお願いしておきます。

次に、都市計画の見直し状況と農業振興地域整備計画との整合について、2点お尋ねいたします。

1点目に、現在取り組んでおられる都市計画見直しのスケジュールと既に見直しが

完了している農業振興地域整備計画との整合をどのように図られるおつもりかお尋ねします。

というのは、都市計画見直し前において、農振白地、いわゆる農用地区域ではない地域でありながら、調整区域に設定できる集落内開発区域に指定されていない土地が存在しております。農振、農転上は宅地化が可能であります。都市計画上では開発ができない宙に浮いたような状態の土地となります。ぜひ今回の見直しにおいてこの問題を解消すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

2点目、集落内開発区域に指定されているものの、制度上の制限により500平米以上の開発は認められず、一方、調整区域内において地区計画を設定して5,000平米以上の開発をしようとしても、商業施設は対象外となることにより、スーパーの誘致など、地域における生活環境改善に支障を来している事例も生じています。今回の見直しと併せ、地区計画の取扱いを地域の実態に即した柔軟なものに変更する考えはないのでしょうか。

以上2点について、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの2点の御質問にお答えいたします。

まず、都市マスタープランや区域区分などの都市計画につきましては、令和7年度の見直しに向け、今年度から土地利用方針検討委員会を設置しておりまして、市域全体の土地利用方針の検討を始めたところであり、来年度中には都市計画見直しの手続に着手したいと考えております。

集落内開発制度につきましては、検討委員会において人口や産業等の将来見通しや市街化区域内での空き家の増加、市街化調整区域での宅地開発の振興など、現状や分析を踏まえた検討を行いまして、その結果を受けて農業振興地域整備計画との整合を図るとともに、市民の皆様の御意見を伺いながら見直しを行いたいと考えております。

次に、地区計画制度の見直し等に関する御質問でございますけれども、今後人口減少、超高齢化が加速する中、将来にわたり市民の皆様の暮らしやすさを守っていくためには、地域の核となる地域拠点に商業や医療などの都市機能を維持、確保し、郊外部を含めた地域生活圏全体の生活利便性を持続可能なものにしていくことが重要であると認識しております。

今回の見直しにおいては、地域の実態を踏まえ、地域拠点の拠点性や地域生活圏全体の利便性を高めるため、新たな地区計画の制度化についても取り組んでまいります。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 都市計画の見直しは来年度中に着手し、宅地開発などの振興を踏まえた検討を行って、農業振興地域整備計画との整合を図りながら、市民の意見を聞きながら見直すとのことですので、ぜひそのように着実に進めてください。

また、地区計画についても、見直しの中で地域の実態を踏まえて新たな制度化に取り組むとのことですので、大いに期待をしておきたいと思っております。

次に、政令市発足後10年経過における検証と合併新市基本計画の進捗状況と課題及び今後の予定について、2点お尋ねいたします。

1点目、早いもので本市が政令指定都市に移行して10年以上が経過しています。この間、熊本地震の発生やコロナ感染症の流行等、想定外の事態が生じたため、政令市移行記念式典も中止となるなど、順風満帆な市政運営ができなかったものと理解しておりますが、そろそろ移行後10年の検証を行う必要があると考えます。特に移行前に期待されていたものが果たしてそうなったのかを含め、メリット、デメリットの検証は絶対に必要です。検証の予定はどうなっているのでしょうか。

2点目、合併新市基本計画も熊本地震の影響により5年間の延長がなされましたが、現在の進捗状況と課題はどうなっていますでしょうか。併せて今後の予定がどうなっているのかもお示しいただきたいと思います。

以上2点について、1点目は政策局長に、2点目は市民局長にそれぞれお尋ねいたします。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 私からは、政令指定都市移行後の10年の検証についてお答えします。

平成24年4月1日の政令指定都市移行から10年目となる令和3年度に、財政状況、権限移譲、区役所機能、まちづくり機能など、政令指定都市移行後の状況について検証を行い、大都市税財政制度・都市問題等特別委員会において御報告させていただいたところであります。

具体的には、政令指定都市移行前に想定したものとして、区役所の設置により行政サービスの向上や窓口機能の充実を図り、その後、まちづくりセンターの設置や地域担当職員の配置など、まちづくり支援機能の強化を図ったことなどについては、その効果を実感いただいているものと認識しております。

一方で、交通渋滞への対応や子育て支援の充実、地域活動へのさらなる支援のほか、政令指定都市移行に伴う財源、権限拡充の効果が見えにくいという御意見もいただいているところであります。

今後は、現在策定中の第8次総合計画において市民の皆様のニーズ等を的確に反映させるとともに、毎年度評価、検証を行いながら、政令指定都市移行の効果を実感いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔金山武史文化市民局長 登壇〕

○金山武史文化市民局長 合併3町の新市基本計画の進捗状況についてお答えいたします。

まず、富合地域については、計画期間が令和5年度末までとなっているところ、当初計画額に対して今年度当初予算までの事業費ベースでの進捗率は約138%となっており、事業数では、令和5年度末時点の見込みで49事業中42事業が完了、7事業が未完了となっております。

次に、城南、植木地域における計画期間は令和6年度末までとなっており、城南地域での事業費ベースでの進捗率は約134%、事業数では令和5年度末時点での見込みで70事業中68事業が完了、2事業が未完了となっております。

最後に、植木地域の事業費ベースでの進捗率は約114%、事業数では令和5年度末時点での見込みで58事業中46事業が完了、12事業が未完了となっております。

各計画における主な未完了事業ですが、道路整備事業や小学校校舎改築事業、下水道事業等であり、未完了の理由は、熊本地震に伴う工事休止や地権者等関係者との調整に時間を要したことに伴う進捗の遅れ等によるものでございます。

なお、今年度末に計画期間満了を迎える富合地域の新市基本計画については、未完了事業等に対して計画期間終了後も合併推進債を有効に活用するため、計画の一部変更を行う予定としておりまして、引き続き事業完了に向けて取り組んでまいります。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 新市基本計画には、それぞれの合併町でまだまだ未完了の事業が複数存在することが分かりました。そもそも新市基本計画は、合併後10年間で整備する予定であったものを、熊本地震により5年間の延長を行い、取り組んできたものですが、答弁により、さらに計画の変更が必要となったとのこと。まずは富合町との計画の一部変更を行う予定とのことですが、次年度には植木町、城南町との計画変更が行われると思いますので、くれぐれも早めに関係旧町の市民の方々に十分な説明と周知を図った上で、理解を得ながら進めていただきますようお願いしておきます。

次に、私の本日の質問のメインであります。街中におけるたばこのポイ捨て状況と分煙環境整備について、3点お尋ねいたします。

たばこの問題に関しては、これまで私自身が何度も質問し、他の議員からも質問がなされましたが、納得できる回答が得られておりませんので、非常にしつこいと思われるでしょうが、継続は力なり、今回も質問させていただきます。

1点目、昨年度より創設された中心市街地分煙施設設置助成による施設整備の実績と現状はどうなっているでしょうか。

2点目、現在の街中におけるたばこのポイ捨ての現状と、劣悪な喫煙環境のせいで受動喫煙が発生している場所が複数あることを市長は認識しておられますか。また、このままの状態で放置して良いと思われるのでしょうか。

3点目、このような状況を早急に改善し、たばこを吸う人も吸わない人にとっても快適な分煙環境を確立するため、中心市街地内に複数点在する空き店舗、空き室を市が借り上げ、喫煙施設として整備したらと提案しますが、いかがでしょうか。

特に最近では中国からの観光客が急増しており、先日下通りアーケードの中でも歩きたばこ、ポイ捨てをしている姿を目撃しました。観光都市としての熊本市のイメージダウンは避けられず、ぜひ改善策を講じるべきと思います。

以上3点について、大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 中心市街地分煙施設設置費助成事業は、一昨年3月に撤去いたしました4か所の公設灰皿の代替として、令和4年第2回定例会において、補正での予算措置により創設した民間事業者に対する助成制度であります。現在令和4年度の執行残額を令和5年度に繰越しをして助成を継続しております。

施設整備の実績といたしましては、昨年度中に1施設、本年11月に2施設目の運用が開始され、さらにもう1施設が開設に向けて準備を進められているところであります。また、現在申請の相談を受けているところでもあり、年度内に4か所目の設置に向けて取り組んでまいります。

街中におけるたばこのポイ捨てや受動喫煙につきましては、指導や周知啓発を行っているところでございますが、現在もポイ捨て行為や受動喫煙に関する相談があることは認識しておりまして、今後さらなる周知啓発等に取り組む必要があると考えております。

中心市街地におきましては、海外からの観光客を含め、喫煙者が一定数いらっしゃるなどから、非喫煙者の受動喫煙を防止するためにも分煙施設は必要であると認識しております。本市としては、喫煙や受動喫煙による健康への影響を啓発するなど、健康寿命の延伸に向けて市民の健康増進を進めているところであり、空き店舗等の活用も含め、中心市街地における分煙施設の在り方について検討してまいります。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 予定では、このたばこの問題は永遠と質問するつもりでありましたが、残り時間が少なくなっておりましたので、さらなる答弁は求めずに、お願いをしておきたいと思います。

助成金を活用した民間による4か所の分煙施設の設置がなされるようですが、そもそももともとあった4か所の喫煙所というのは、365日、24時間誰もがいつでも使える喫煙所であったわけです。今回整備がなされる4か所については、もちろん民間の整備でございますので、使用時間に制限があります。そして、吸うたばこの種類にも制限があります。到底撤去された4つの施設の代替としては当たらないというふうに思えます。そもそも喫煙問題、分煙環境確立の問題は、民間に頼るのではなく、行政自らが自主的に取り組む問題だと思いますので、検討するというところでございましたけれども、どうか速やかな検討を行い、結果を早く報告してほしいと思います。

我々喫煙者は、喫煙することにより熊本市に毎年約50億円もの収入をもたらし、今後はたばこ税の一部が国防予算に充てられる見込みであり、ひいては、国を守るために私たちはたばこを吸っている、そのような自負を持っております。今回の答弁、なかなか満足いきませんでした。最初申しましたように、継続は力なり、ネバーギブアップの精神で今後もたばこの問題については質問させていただきたいと思います。

最後に、市有施設及び施策や事業の整理・統合、廃止等の今後の進め方について、2点お尋ねいたします。

1点目、老人福祉センターの廃止についてですが、この件については、今議会の条

例議案となっているものの、質問はその賛否ではなく、そこに至った経緯をお尋ねするものでありますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

今回の廃止に関する方々より、説明の期間が短かったと伺っておりますが、どのような期間を設け、どのように説明してこられたのでしょうか、健康福祉局長にまずお尋ねいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 私からは、老人福祉センターの廃止に係る説明についてお答えいたします。

老人福祉センターの来年3月の廃止に向けましては、今年6月議会から説明を始めてまいりました。しかし、今回の案件は御高齢の方が利用中の施設であり、御理解いただくには、より丁寧な説明が必要であったと考えております。議会をはじめ利用者や地域関係者の皆様からも、廃止までの期間が短過ぎるとの御指摘もあり、このような場合は、丁寧に時間をかけて十分な議論を尽くすべきであったと考えております。

今後も関係する方々お一人お一人の不安や戸惑いが解消できるよう、丁寧に対応してまいります。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 ただいまの健康福祉局長の答弁をお聞きしますと、関係者への説明の期間やその仕方が不十分であったと認識しておられますので、今後万全の対応を図られるようお願いしておきます。

次に、2点目の全市的に捉えた今後の進め方についてですが、ただいまの老人福祉センターに関する問題にとどまらず、市の施設であったり、様々な事業や施策において同様の事例が今後発生するものと思われませんが、市として今後どのように対応していける考えか、総括して総務局長にお尋ねします。

〔宮崎裕章総務局長 登壇〕

○宮崎裕章総務局長 本市の施策や事業を進めるに際しては、市民の皆様への適切な情報の提供や丁寧な説明を行い、広く御意見を伺うよう、また、議会に対しても十分な議論を行うよう努めてまいりました。しかしながら、今回御指摘の案件などにつきましては、より丁寧な説明が必要であったと思っております、このようなことを踏まえ、先日11月28日に副市長から各局長等に対し、私たち行政の取組を十分に理解いただけるよう、議会や市民の皆様に対してより丁寧な説明を行うようにとの強い指導があり、文書により組織内で共有いたしました。

今後このようなことがないよう、丁寧な説明に努めてまいりますとともに、重要案件等に関する事前説明の方法について整理してまいります。

〔30番 寺本義勝議員 登壇〕

○寺本義勝議員 これまでも議会において、たびたび事前に説明や相談がなく、議会軽視ではないかと指摘されることがあったと思います。今後は答弁にありましたように、議会はもとより、市民の皆様に対し事前に丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう

努めていただきたいと思います。

これで私の用意しました質問は全て終了です。今回の質問作成に当たり、ヒアリングにおいて大変厳しいことも申し上げましたが、最後まで親切に協力いただいた執行部担当職員の皆さんに心より感謝いたしますとともに、いつになく市長に何度も登壇していただき、ありがとうございました。今後も地域の代表として市民の負託を受けた者として、頼られる市議会議員を目指して頑張ってまいります。

拙い質問に真摯に答弁いただきました市長はじめ執行部の皆様に対し心より感謝申し上げますとともに、最後まで御静聴いただきました議員各位と傍聴席の皆様にも心より感謝申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○田中敦朗議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時59分 再開

○田中敦朗議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中敦朗議長 一般質問を続行いたします。

平江透議員の発言を許します。平江透議員。

〔24番 平江透議員 登壇 拍手〕

○平江透議員 皆様、こんにちは。熊本自由民主党市議団の平江透でございます。

2期目に入りまして初めての一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。先輩議員、同僚議員の皆様には感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず初めに、選挙期間中の公共施設の使用について質問いたします。

南区役所に隣接しております本市の複合施設であるアスパル富合にて、令和5年4月9日投開票が行われました。私ども熊本市議会議員選挙の投票所に使用され、3月31日の告示日の翌日から期日前投票所として使用されておりました。候補者は、選挙の際には、学校や病院などと同様に、期日前投票所の近くを遊説車で通るときマイクの音量を下げるなどして、とても気を遣うものです。

そのような中、4月5日に、期日前投票が行われている施設のホールで個人演説会が行われるという出来事が発生いたしました。午後6時半から無所属新人の候補者が約200名を超える規模の個人演説会を開かれました。その一方、施設の玄関に入ってすぐのスペースにおいては、部屋ではなく、つい立てを置いて仕切ったような場所で午後8時まで投票が行われていたので、約1時間半もの時間が重なり、施設の駐車場は大変混雑いたしました。しかも当日は雨天でした。

仕事帰りに投票に来られた方は、駐車場が満車で駐車できなかったため、投票せずに帰宅されました。また、足の不自由な高齢の方は、仕事から帰宅した家族に自家用

車で乗せてきてもらったが、施設の近くに駐車できずに、雨天の中、距離の離れたところから足を運ばれました。施設には131台の駐車ができるのに、ほぼ満車だったと現場に行った人から私も伺いました。

公職選挙法第161条では、「候補者は、学校、社会教育法第21条に規定する公民館、地方公共団体の管理に属する公会堂、市町村の選挙管理委員会の規定する施設を使用して個人演説会や政党演説会を開催することができる」とうたわれています。けれども、同じ施設の屋根の下で玄関の中に入れば、投票所へ期日前投票に来た人に個人演説会の多くの関係者の姿や選挙運動に関する声が響くという状況は、期日前投票の適切な会場設定と言い難いと考えられます。

したがって、熊本市選挙管理委員会は、期日前投票が行われている複合施設においては、個人演説会での使用を認めるべきではなかったのではないかと思慮いたします。

そこで、期日前投票所が開設されているにもかかわらず、施設使用を許可された理由について、選挙管理委員会事務局長にその見解を求めます。

〔福島慎一選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○**福島慎一選挙管理委員会事務局長** 個人演説会における施設の使用の許可につきましては、公職選挙法第161条におきまして選挙期間中に候補者の個人演説会を開催することができる公営施設が規定されており、今回、同法第163条に基づき個人演説会の開催の申出があり、使用を認めたものでございます。

許可に当たりましては、個人演説会の開催場所が複合施設で、施設内に期日前投票所を設置しており、個人演説会の開催時には投票所の秩序保持に十分努めていただきますよう主催者に対して申入れを行ったところでございます。

選挙におきまして静穏で安心して投票できる環境の確保は重要であります。一方で、限られた選挙期間の選挙運動も同様に重要であると認識しておりまして、今回の対応は法の趣旨に沿ったものであり、御理解いただきたいと存じます。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○**平江透議員** 法の趣旨に沿ったものであり御理解いただきたいという答弁でした。

法の趣旨、条文については理解しているつもりであります。果たして、市民の方々がどれだけ理解しておられるのでしょうか。投票所と同じ施設の中で個人演説会が行われたということに疑義を持つ方が多いのが現状だと思います。

公職選挙法第60条には、「投票所において演説討論をし若しくはけん騒にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、投票管理者はこれを制止し、命に従わないときは投票所以外に退出せしめることができる」とうたわれております。

そこでお尋ねいたします。

まず、投票所における秩序の定義をお示しください。

2点目、投票所において個人演説会を行うということは、投票所における秩序の保持に反すると解釈されるのではないのでしょうか。

以上2点について、選挙管理委員会事務局長に伺います。

〔福島慎一選挙管理委員会事務局長 登壇〕

○福島慎一選挙管理委員会事務局長 まず、投票所における秩序につきましては、公職選挙法に定義されておりましたが、投票の秘密や選挙の公正を守り、投票所でのルールやマナーを守ることを意味するものと理解しております。

次に、期日前投票所と個人演説会場が同一施設で行われたことが秩序の保持に反するのではないかと御指摘でございますが、期日前投票所は施設内の富合まちづくりセンターのロビーで、個人演説会は施設内のホールで開催されており、演説会の開催前後には玄関付近で人の往来が増加したものの、投票所内の秩序は保たれていたと認識しております。

また、期日前投票所のうち、まちづくりセンターと公設公民館が併設されている施設におきましては、同様の対応を行っているところでございます。

しかしながら、個人演説会の開催時間帯に駐車場が混雑したことは承知しており、今後、駐車スペースの確保や投票所のより一層の秩序の保持など、投票環境の充実に努めてまいります。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 今後、駐車スペースの確保や投票所のより一層の秩序の保持など、投票環境の充実に努めてまいるといふ答弁をいただきました。

駐車場の件につきましては、地元紙でも掲載されたように、期日前投票に来たのに駐車場のスペースがなく、投票せずに帰宅された方もおられます。これは投票率の向上に逆行することではないでしょうか。また、より一層の秩序の保持に努めるという言葉は、秩序の保持が完全ではなかったというように私は洞察いたします。

投票所は、選挙における聖域として私も認識しており、選挙期間中の期日前投票が行われている施設においては演説会は開かないという議員の皆様も多いのではないのでしょうか。そういう点も踏まえ、全ての候補者に対して不公平感がないように今後の対応をお願いして、次の質問に移ります。

西南地域における火葬場の在り方について質問します。

現在、熊本市には東区戸島に15基の火葬炉を有する斎場があります。また、北区植木にも火葬炉1基を有する植木火葬場があります。この植木火葬場については、現在、老朽化に伴う建て替えが進められており、今後の超高齢社会に対応するため、3基体制へ増設されているようです。

確かに、政令市移行後の10年間の死亡者数を見ますと、平成24年が6,413人に対して、令和3年には7,406人と約15%増加しております。同様に火葬件数も増加しており、令和3年度の実績として、市外からの受入れ数も含め約8,600体火葬されております。

本市における高齢者数のピークは約20年後の2045年頃までは増加の一途をたどると予測されていますので、今後、死亡者数も右肩上がりに増加していくことが予想され

ます。

そこで、まず、火葬能力の現状と将来の予測について、2点お尋ねいたします。

1点目、本市の死亡者数がピークを迎えるのはいつ頃と予測されているのか、2点目、また、そのときに本市全体で火葬炉は何基必要と想定されているのか、最新の予測値を健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 2点の御質問にお答えいたします。

1点目の本市の死亡者数のピーク時期につきましては、2065年と想定しております。

次に、ピーク時期に必要な火葬炉数につきましては、本市の死亡者数に市外からの利用件数等を加えた火葬件数の予測を基に、21炉を確保することとしております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 御答弁の内容からは、2065年前後には死亡者数がピークを迎え、必要炉数は本市全体で21基であるということでした。そうすると現在建設中の新植木火葬場が3基、熊本斎場が15基、合わせて18基ですので、もう3基増設が必要ということになります。

さて、本市の交通渋滞は深刻化を増し、特に中心市街地を越えての東西及び南北の移動には相当の時間がかかります。カーナビで検索すると、南区役所から斎場まで26キロメートルで40分、西区役所からは21キロメートルで45分と表示されます。葬儀に参列する機会の多い高齢者にとりまして、20キロメートルを超える慣れない道を50分も1時間もかけて運転するのは相当の負担であると存じます。もちろん公共交通機関もございません。

旧富合町、城南町については、広域連合に加入していた時期までは宇城広域連合が管理運営している旧不知火町、美里町にある火葬場を利用しておりました。距離、時間ともに半分以下で移動することができました。このような状況を鑑みると、現在の本市における火葬場の地理的配置は、超高齢社会を迎えるに当たって、極めてバランスを欠いているように思えます。

こうした状況を踏まえて、近隣市町村の火葬場を本市市民が利用した場合、地元住民との差額分を本市が負担することについて、7年前に当時の健康福祉局長は、区域内扱いとすることに伴う財政負担の在り方等については関係市町村と協議を行ってまいりたいと答弁されています。

7年の歳月が経過しましたが、その後の協議はどうなっているのでしょうか。健康福祉局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 市外施設を市民の方が利用された場合についての関係市町村の協議状況につきましては、熊本連携中枢都市圏として、圏域内施設の相互利用など今後の火葬業務の在り方について、作業部会において研究しているところです。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 残念ながら、答弁をお聞きする限りでは、7年も経過しているのにいまだ研究中ということで、十分な協議はなされていないような印象を受けました。

私としては、今後さらに3炉の増設が必要であるということであるならば、熊本市斎場に増設するのではなく、本市西南部地域の市民の利便性を最優先に考慮して、西南部地域の適地に新設することも一つの選択肢ではないかと思いますが、大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ピーク時に必要とされる火葬炉数については、熊本市斎場と建て替え後の植木火葬場で将来的に21炉を確保することとしておりまして、その検討過程においては、超高齢社会における今後の火葬数の増加に対応するため、危機感を持って検討を重ねてまいりました。

具体的には、本市の火葬数の将来推計や市外火葬場の利用状況の分析等を行うとともに、熊本市斎場の炉の増設による確保策や火葬場を新設する場合の用地確保等の様々な課題を検討した上で、植木火葬場を建て替える現在の方針に至りました。

特に、植木火葬場は、今後、西環状道路等の開通によりアクセスが向上し、西南部地域の利用者の利便性にも寄与するため、全線開通まで御不便をおかけすることにはなりますが、植木火葬場の建て替えと熊本市斎場の火葬炉増設による火葬体制の拡充により、本市全体の安定した火葬業務が運営できるものと考えております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 市長の答弁にもありましたが、火葬場の新設に当たっては用地選定や買収交渉などの相当の時間を要することは理解しております。また、高額な建設費及びその後の維持管理等のコストがかかり、本市の財政にも少なからぬ影響を与える懸念があることは承知しております。

そこで、西南部地域への新設が難しいということであれば、暫定的な対応として次の提案をさせていただきます。

先ほども述べましたように、私の地元富合町においては、宇城広域連合が運営している宇城市にある龍燈苑を利用しておりました。この宇城市の火葬場は、富合町だけでなく、天明町、城南町からも大変近い距離にあり、現状の、遠い、時間がかかるという本市斎場の課題に対する解決策となり得るのではないのでしょうか。

また、この龍燈苑は宇城広域連合で運営されていますが、本市における火葬場利用に伴う市民の負担と同様の料金で利用できるよう検討していただくことは可能でしょうか。市長の見解を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 龍燈苑の利用料金の負担軽減についてであります。現状、西南部地域の皆様には御不便をおかけしていると考えておりまして、様々なニーズを伺いながら、熊本連携中枢都市圏作業部会における協議事項として、圏域内住民の相互利用や利用料金の軽減策などの協議を進めてまいります。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 熊本連携中枢都市圏の圏域内住民の相互利用や利用料金の軽減策等の協議を進めてまいりたいという前向きな答弁をいただきました。

本市の使用料は、12歳以上を基準にしますと1体6,000円、本市以外の方が使用しますと3万6,000円です。龍燈苑の使用料は、本市の方が使用した場合5万円なのです。近くても高い使用料がかかる。安いところまで行けば時間がかかるし、交通事故の心配もある。よって、使用料の格差を何とかしてもらえないかという思いでこの質問に至ったのです。ぜひとも料金体系等の在り方について議論を深めていただきますことをお願いして、次の質問に移ります。

続きまして、児童育成クラブの拡充について質問します。

皆様は、「小1の壁」という言葉は御存じだと思います。これは、親が仕事との両立が難しくなったり、こどもへのサポートが必要となったりすることで、特に両親が共働きの家庭において、保育園から小学校へ上がる際に直面する放課後のこどもの居場所問題のことを指します。

小学校1年生では午後3時から4時頃までには学校から自宅へ帰宅することになりますが、両親が共働きなど、こどもの面倒を見る大人がいない家庭では、児童育成クラブに預けられることが多いと思います。その際にまず問題となりますのが、児童育成クラブに預けたくても受入れ枠の不足で預けられない、いわゆる待機児童が発生していることです。

一方、企業におきましては、従業員のこどもが小学生になると時間短縮勤務制度がなくなる企業も多く、こどもの小学校入学を機に、働き方の変更を迫られる方が多くいらっしゃるのが現状であります。実に4人に1人が退職や転職を余儀なくされる大きな問題となっております。

これがいわゆる「小1の壁」と言われる問題です。

全国的には今後も少子化が急速に進み、児童数そのものは減少していくことが予想されますが、共働き世帯の増加や両親に代わってこどもの面倒を見ていた祖父母世代も65歳、70歳と就労年数が伸びてきていることから、児童育成クラブのニーズは今後しばらくは増加していくものと見込まれております。

こうした状況を踏まえて、国におきましては令和元年度から本年度までを計画期間とする新・放課後子ども総合プランを策定しています。この計画には、新たに受皿を整備することで令和3年度末までに待機児童をゼロにすること、新たなクラブを整備する場合にはその80%以上は小学校施設内で整備することなどを目標として掲げています。

しかしながら、国が発表している資料によれば、受皿としては令和元年度の122万人から令和4年5月時点で139万人と17万人増加したものの、待機児童は令和4年4月時点で1万5,180人と前年度同期よりも増加しているような状況でございます。

本市においても、児童育成クラブの拡充については一般質問等で度々取り上げられ

ております。令和4年第1回定例会においては、4年生以上の受入れ態勢の整備に関する質問に対し、教育長は令和7年度には全クラブで6年生までの受入れができるように取り組むという趣旨の答弁をされております。

この答弁を受けて、クラブの施設整備に関する当初予算を見ますと、令和4年度には約3,500万円、令和5年度は約7,000万円と確実に増加しているようですが、実際の整備状況はいかがでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

まず、本市における本年度当初の児童育成クラブの登録児童数を低学年、高学年別にお示しください。

2点目、本年度予算でクラブの施設整備がなされた地域をお示しください。

3点目、過去の答弁にあったように、令和7年度において全てのクラブで高学年の受入れが可能かどうか、現時点での見込みをお尋ねいたします。

4点目、児童育成クラブの充実・拡充に向けた課題と対策をお尋ねいたします。

以上4点、教育長にお尋ねいたします。

〔遠藤洋路教育長 登壇〕

○遠藤洋路教育長 児童育成クラブについて、4点お答えいたします。

まず、令和5年度4月末時点の登録児童数は、低学年7,011人、高学年412人、合計7,423人です。

次に、令和5年度の施設整備については、杉上小、詫麻西小の育成クラブ専用室を増設し、桜木東小、詫麻原小、花園小、芳野小の学校教室等の整備を行いました。

次に、高学年受入れの進捗状況ですが、令和5年度までに公設公営の80クラブ中、59クラブで高学年受入れを完了しております。残り21クラブについては、令和6年度に10クラブの高学年受入れを目指した準備を進めております。残り11クラブも令和7年度の高学年受入れを目指し、施設整備や人材確保に努めてまいります。

最後に、課題と対策ですが、児童育成クラブ利用率の増加や高学年受入れに伴い、狭隘施設の解消や支援員確保などの課題がありますが、計画的な施設整備により狭隘率の解消を目指してまいります。支援員についても一般的な募集に加え、各大学や校区自治協、退職した教職員などへ募集を行うとともに、処遇改善に努め、人材を確保してまいりたいと考えております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 教育長から4点について答弁をいただきましたが、まだ整備がうまく進まない要因として、狭隘な施設が多いことや支援員の確保が難しいことを上げられました。

本市は本年度よりこども局が新設され、子育て支援の充実を最重要課題として取り組まれていますものと認識しております。その一環として児童育成クラブの整備も含まれていることと思います。児童育成クラブは、親御さんの子育てと仕事の両立支援という効果はもちろんのこと、こどもたちにとっては異なる学年の児童との交わり等

を通じて、社会性の習慣、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる遊びの場、生活の場でもあります。

このように子育て支援策として、また、こどもの成長にとっても大変重要である児童育成クラブありますが、私の地元富合校区では、転入などによる児童の急速な増加に対して受入れ態勢が追いついていないためなのか、こどもをクラブに預けることができないという声をよく耳にします。クラブの整備は、まさに地元住民にとって喫緊の課題でございます。

そこで市長にお尋ねいたします。

児童育成クラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業であり、その実施については地方公共団体の責務であります。富合校区におきましても、少なくとも低学年の児童については、希望する全ての児童を受け入れる体制の整備を早急に進める必要があると考えていますが、市長の見解を求めます。

また、市長は、これまでの市長とどンドン語ろう！において、児童育成クラブの拡充が進まない要因として、支援員の確保ができないことを上げられました。人材の確保については、児童育成クラブに限らず社会全般において人手不足が進んでいますので、そのとおりだろうと思います。しかしながら、多くの民間企業においては、顧客へのサービスを維持するために、従業員確保の手段として、採算を度外視してでも賃上げに取り組んでおられます。

一方、本市の児童育成クラブの支援員の賃金はどうかといえば、支援員Bで時給925円から999円と最低賃金ぎりぎりのラインです。クラブに預けたくても預けられない保護者の悲痛な声に応じるならば、早急に賃金アップもしくは就労条件の改善等による人材の確保措置を講じるべきではないかと思います。この点につきましても市長の見解を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 児童育成クラブは、子育て支援策として、また放課後のこどもの居場所として、重要な役割を果たしていると認識しております。

議員御案内のとおり、富合校区においては合併前から3つの保育園で児童育成クラブを運営していただいております。富合校区の人口増加等に伴い利用希望者も増加しており、保護者や地域の方々からは受入れ児童数の拡充や開設時間の延長、高学年受入れの問題など様々な御意見を市長への手紙や市長とどンドン語ろう！等でいただいております。

本市としては、富合校区の児童育成クラブに対するニーズは大きく変わってきていることを認識しておりまして、3つの保育園と問題を共有し協議を継続する中、本年4月には、保育園の施設を整備することにより、受入れ児童数を30名増加し、165名を受け入れられるようになりました。

富合校区においては、今後とも人口増加が予想されることから、引き続き、希望する全ての児童を受け入れる体制の整備ができるよう3つの保育園と協議を進めてまい

ります。

次に、児童育成クラブで働く支援員は、会計年度任用職員として雇用しておりますが、賃金については、国の補助金活用や市人事委員会勧告を踏まえ、処遇改善に取り組んでまいりました。しかしながら、近隣の他市町村と比較しても高いとは言いがたい賃金水準であります。こどもたちを預かる支援員が働きやすい環境となるよう、今後もさらなる処遇改善に取り組んでまいります。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 前向きな御答弁をいただきました。しかし、近隣の市町と比較した場合、支援員Bの時給で、本市925円に対して、益城町1,050円、菊陽町950円と高いところもございます。これでは近隣の市町へ支援員が流れるのではないかと懸念もございます。

こどもたちを預かる支援員が働きやすい環境となるよう、処遇改善にさらに取り組んでいただきたいと存じます。また、本市の過度な財政負担とならないよう、事業に要する経費の国庫負担引上げについて、国に要望していただくことをお願いしておきます。

続きまして、所有者不明の土地についてお尋ねいたします。

所有者不明土地問題とは、所有者が死亡しても、その相続登記がなされていないことなどを原因として、登記簿を見ても所有者が直ちに判明できず、また判明しても連絡がつかない所有不明の土地が増加し、民間の土地取引や公共事業を妨げたり、近隣に悪影響を及ぼしたりする問題を言います。

平成28年に国が実施した所有者不明の土地の割合は全国で20.3%、面積に換算すると約410万ヘクタールで、これは九州の総面積を上回っております。土地の価値が高い都市部においてはその割合が14.5%と下がるものの、それでも相当の割合で所有者が特定できない土地が存在しているようでございます。

ここで紹介したデータは国が実施した調査に基づくものですが、本市としての同様のデータをお持ちであれば御紹介をお願いします。

また、所有者不明土地が原因となり本市の事業や住民に影響を与えた事例、苦情などがございましたら御紹介ください。都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 議員御紹介の調査結果は、平成28年度に国土交通省が行った全国の地籍調査の抽出に基づく推計でございます。平成28年度は熊本地震により本市では地籍調査を実施しておりませんことから、本年度の地籍調査結果についてお答えいたします。

調査対象の土地の筆数は2,669筆で、そのうち登記簿のみの調査で所在不明である、いわゆる所有者不明土地の筆数は494筆、その割合は約18.5%となっております。

所有者不明土地が本市の事業や市民生活に与えた影響としましては、空き家の除却用地買収の長期化等のほか、民間の土地取引や土地利活用の阻害、さらには土地が管

理されていないことによる隣接地への樹木越境といった苦情や相談がっております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 御答弁によりますと、所有者不明により、本市の事業や市民生活に様々な影響や苦情、相談等も多いようです。

先ほど紹介しましたように、全国的には相当の割合で所有者が特定できない土地が多い実態が明らかとなっておりますが、こうした状況を受けて、国においては令和3年4月に、所有者不明土地問題を解決するために、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立・公布されました。

2つの法律では、所有者不明土地の発生を予防するとともに、その利用をしやすくする観点から、不明な土地・建物の管理に特化した制度の新設、令和5年4月施行、相続等によって取得した土地を法務大臣の承認を受け、国庫に帰属させる制度の新設、これも令和5年4月施行、これまでの任意であった相続登記申請の義務化、これは令和6年4月に施行されます。といった制度の見直しがなされております。

こうした法改正の効果を発揮するためには、これらの制度を国民に周知させることが重要であり、国においては、そのための方策として、地方公共団体との連携を掲げております。

そこで、このような法改正を受けて、本市としてはどのような周知策を考えておられるのでしょうか。都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 所有者不明土地問題につきましては、先ほど御答弁したとおり、本市の事業や市民生活に多大な影響を与えることから、発生予防となる相続登記義務化などの法改正の内容について、市民の皆様へ周知していくことは重要と考えております。

本市においては、ホームページで所有者不明土地や相続登記義務化について、国のリンク先を含めて情報提供を行っており、また、昨年度からは区役所に死亡届を提出される方へのチラシ配布、今年度からは固定資産税等の納税通知書に相続登記義務化に関するお知らせの同封など、周知に取り組んでいるところでございます。

さらには、地籍調査の成果を踏まえた職権での登記簿の所有者住所の変更など、所有者不明土地の解消に寄与する取組も行っているところでございます。

今後、高齢化の進展による相続件数の増加等により、所有者不明土地問題の深刻化も予想されることから、課題解決に向けた体制として設置されております国や地方自治体、司法書士会等の関係団体で構成される九州地区土地政策推進連携協議会と連携し、さらなる効果的な周知や所有者不明土地の解消・発生予防に取り組んでまいりたいと考えております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 この法改正につきましては、周知・広報は重要と考えて、現段階でもホームページやチラシの配布、相続登記義務化に関するお知らせ等の取組をされている

という答弁をいただきました。

市民の中には、私は相続していない、今住んでいる家はまだおやじ名義のままだからという言葉を書きました。このように、登記簿上、自分の名義になったときに相続したときと誤解されている方や登記制度を十分に御存じない方、不動産登記簿謄本を生まれてこの方一回も見たことのない方が相当数おられると思います。

この相続及び登記は、必ず誰もがいつかは直面することです。現在取り組んでおられます周知に加えまして、文言を平たくかみ砕いて、さらに分かりやすく周知することが肝要ではないかと考えます。都市建設局長、くれぐれもよろしくお願いいたします。

続きまして、都市計画区域の線引きの見直しについてお尋ねいたします。

この質問につきましては、令和4年第1回定例会の一般質問で、令和7年度に実施される都市計画区域の線引きの手順につきまして、市民の方々が理解できる分かりやすい説明を都市建設局長にお尋ねしたところ、現在、市域全域で、熊本地震の影響や人口動態・社会情勢の変化による土地利用の動向などの市域全体で調査を実施しており、将来の土地利用の見直しについて解析を行う。その結果を踏まえて、熊本都市計画区域マスタープランを県が策定して、その中で、市街化区域の規模が示されるので、本市はそれを踏まえて、令和7年度に区域区分の見直しを実施するとの答弁をいただきました。その答弁から1年9か月が経過しましたので、改めて、市民の方々が理解できる分かりやすい説明を求めます。

また、JR鹿児島本線で、本市の南側に位置する川尻駅・富合駅周辺については、各駅から800メートル以内の区域については市街化区域に編入すべきではないかとの質問に対して、誰もが移動しやすく、暮らしやすい都市づくりを目指している。都市計画における区域区分の見直しについてもこの観点で慎重に検討してまいりたいと市長から答弁をいただきました。この点につきましても1年9か月が経過しましたので、どのような検討をなされたのか、あと1年余りで令和7年を迎えますが、現状と見込みをお尋ねいたします。

以上2点について、都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 令和7年度に予定しております市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きの見直しにつきましては、昨年度までに土地利用の動向等の都市計画基礎調査を終え、今年度から、学識から成ります土地利用方針検討委員会を設置し、市域全体の土地利用方針について検討を始めたところでございます。

線引きの具体の検討につきましては、今後、県が策定する熊本都市計画区域マスタープランの中で、市街化区域の規模の含め、線引きの方針が示されることから、それに基づき行うこととなります。

土地利用の根幹をなす線引きは、今後の都市活動に影響を及ぼすものでありますことから、見直しに当たっては、市民の皆様の御意見を丁寧に伺うこととしており、来

年度中には手続に着手したいと考えております。

次に、市街化区域への具体の編入箇所につきましては、今後示される県の方針に基づき、土地利用方針検討委員会からの提言や人口密度、都市基盤の整備状況などの編入要件を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 本年度から、学識から成る土地利用方針検討委員会を設置し、検討を始めたところ。具体的には、県が策定する熊本市計画区域マスタープランの中の線引きの方針に基づき、着手したいという答弁でした。

答弁内容につきましては、前回の答弁より進展はしておりますものの、具体化はしていな感があります。土地利用方針検討委員会は今年の7月と10月に開催されています。7月開催の議事録は拝見しましたが、10月の議事録はできていないのか、まだ本市のホームページには載っていないようです。

川尻駅・富合駅周辺の市街化区域編入の件につきましては、どちらも地域拠点であり、川尻駅は都市機能誘導区域内にあり、富合駅は都市機能誘導区域に近い距離にあります。それに加えて、鹿児島本線の駅利用も視野に入れて検討していただきますことを改めて要望して、次の質問に移ります。

最後の質問です。空き家等対策についてお尋ねいたします。

空き家等対策につきましては、2015年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、倒壊のおそれがある空き家等を特定空家等と規定し、自治体の改善指導に従わない場合、行政代執行で解体できるようになりました。

本市においても、10月の地元紙の報道によりますと、空き家等の総数は2018年度の調査時よりも4年間で約1,000件増加しているようです。もちろん本市においても特定空家等を放置していたわけではなく、周囲に著しい危険や悪影響を及ぼすものに対しては、同法に基づき本市が代わって解体を行っています。その実績は累計で8件あるようですが、これら解体の対象となったのは氷山の一角であり、近隣住民から苦情が寄せられている空き家は依然相当数に上ると思われます。

こうした状況は、本市だけの課題ではなく全国的な問題でもあることから、国においても、今年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法の改定を行い、現在の特定空家等となる前の管理不十分な物件を管理不全空家等と規定し、自治体の勧告を受けると固定資産税の特例措置、つまり住宅がある土地については固定資産税の価格を6分の1とする優遇措置を解除できるようになりました。

本制度は、空き家の所有者にとっては、管理不全の空き家をそのまま放置し続ければ、現在の固定資産税が大幅に増額されることから、空き家対策にとって大変な切り札になると見込まれております。

そこでお尋ねしますが、改正法は本年度中に施行される見込みですが、現在、本市において管理状態の悪い空き家、つまり改正法施行後に管理不全空家等の対象となるものは何件あるのでしょうか。また、そのうち所有者が特定されているものは何件で

しょうか。都市建設局長にお尋ねいたします。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 ただいまの管理不全空家等の件数についての御質問にお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法は本年6月に改正されましたが、その施行に向けた関連法令や基本指針等の改正が国において今後予定されており、現時点では管理不全空家等についての具体的な基準は示されておりませんことから、件数はお示しできません。

一方で、例えば平成30年に実施した実態調査では、空き家等の老朽度を5段階で判定しておりまして、3段階目の部分的に危険な損傷が認められる空き家等よりも低い不良な状態の空き家等は約300件ございまして、これらは管理不全空家等の候補になり得ると考えております。

また、このうち所有者が特定されているのは約220件でございますが、これまで特定空家等以外は法に基づく指導、勧告等の対象となっておりませんでしたので、比較的損傷が軽微な空き家等につきましては、登記情報等で所有者が判明した物件のみに適切に管理していただくようお願いしてきたところでございまして、今般の法改正を踏まえ、今後さらなる指導強化を図るため、所有者の把握を強化してまいりたいと考えております。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 管理不全空家等の対象となり得る件数については現段階では示せないが、管理不全空家等の候補となり得る件数は約300件と管理状態の悪い空き家が相当数あることが分かりました。また、所有者不明の空き家も多く、担当部署においては相当の苦労をされていることと存じます。

先ほど、現行の空家特措法に基づき本市が代執行し解体した空き家の件数は8件と述べましたが、市が負担した解体費は1,400万円に上っております。その後の土地の売却等で得たものを解体費に補填することはできますが、全てを補填できるものではありません。つまり市民の税金が投入されていることになります。そう考えますと、危険な空き家は所有者に解体してもらうことが一番です。

改正特措法の施行後は、積極的な管理不全空家等の指定と固定資産税の特例措置の解除、その後の課税に対する断固たる態度を示す必要があると思いますが、この点に関して市長に見解を求めます。

また、現在、空き家等の対策については主に空家対策課が担っておりますが、実際に苦情が寄せられているのは地域に身近な区役所やまちづくりセンターだと思います。所有者との実際の交渉等は区役所に任せて、空家対策課は司令塔的な役割を担うことも今後の空き家等対策の推進につながるものと考えますが、この点につきましても市長にその見解を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 空家特措法については、本年6月の法改正において、放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家等を管理不全空家等と位置づけ、それまで特定空家等だけが対象であった法に基づく指導、勧告や固定資産税の住宅用地特例の解除について、管理不全空家等まで拡大されました。これにより、建物の状態が悪化する前の段階から対策措置が厳格化されたことを受けまして、良好な住環境の維持や土地・建物の有効活用を図っていくために、今後示される具体的な基準等を踏まえ、積極的に取り組んでまいります。

次に、庁内の推進体制につきましては、熊本地震後、空き家が増加傾向にありましたことから、平成30年度に建築指導課内に老朽家屋対策室を設置し、総合的な対策である熊本市空家等対策計画を策定、この計画に基づく施策を確実に実施していくため、平成30年4月に専管組織である空家対策課を設置し、情報の一元化を図ったところであります。

一方で、空き家問題は課題が多岐にわたり、例えば不動産登記法や消防法、廃棄物に関する法律など、各課で所管する法律に基づき専門的な対応を要することから、全庁的な情報共有と対応策を検討するために設置いたしました空家対策会議で、市民の皆様からの苦情や要望等を確認し、迅速で丁寧な対応に努めております。

改正空家特措法では、NPO法人との協働等新たな制度が創設されておりますことから、今後、国が示す制度の基準や枠組み等を参考に、さらに効果的な連携体制を構築し、総合的な空き家対策による安全・安心な魅力ある住生活の実現に取り組んでまいります。

〔24番 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 改正空家特措法の積極的な適用、区役所や市域及び民間団体と空家対策課との連携対応についても前向きな答弁をいただいたものと受け止めております。

今後、超高齢社会となり、既に単身高齢者世帯の割合は増加の一途をたどっています。いつ、誰が当事者となってもおかしくない状況です。

したがって、今後は危険な空き家となる前の予防啓発活動についても対策をお願いしまして、この質問を終了させていただきます。

以上で、私の準備しました質問、終了いたしました。

本日は、大西市長、遠藤教育長並びに担当局長には真摯な御答弁をいただきましてありがとうございました。また、年末のお忙しい中、傍聴に来ていただきました傍聴席の皆様、またインターネットを通じて御覧いただいた皆様方に心をより感謝を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○田中敦朗議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。

次会は、明5日（火曜日）定刻に開きます。

○田中敦朗議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時59分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和5年12月4日

出席議員 48名

1 番	田 中 敦 朗	2 番	大 寫 澄 雄
3 番	村 上 磨	4 番	瀬 尾 誠 一
5 番	菊 地 渚 沙	6 番	山 中 惣一郎
7 番	井 坂 隆 寛	8 番	木 庭 功 二
9 番	村 上 誠 也	10 番	古 川 智 子
11 番	荒 川 慎太郎	12 番	松 本 幸 隆
13 番	中 川 栄一郎	14 番	松 川 善 範
15 番	筑 紫 るみ子	16 番	井 芹 栄 次
17 番	島 津 哲 也	18 番	吉 田 健 一
19 番	齊 藤 博	20 番	田 島 幸 治
21 番	日 隈 忍	22 番	山 本 浩 之
23 番	北 川 哉	24 番	平 江 透
25 番	吉 村 健 治	26 番	山 内 勝 志
27 番	伊 藤 和 仁	28 番	高 瀬 千鶴子
29 番	小佐井 賀瑞宜	30 番	寺 本 義 勝
31 番	高 本 一 臣	32 番	西 岡 誠 也
33 番	田 上 辰 也	34 番	三 森 至 加
35 番	浜 田 大 介	36 番	井 本 正 広
37 番	大 石 浩 文	38 番	田 中 誠 一
39 番	坂 田 誠 二	40 番	落 水 清 弘
41 番	紫 垣 正 仁	43 番	澤 田 昌 作
44 番	田 尻 善 裕	45 番	満 永 寿 博
46 番	藤 山 英 美	47 番	上 野 美恵子
48 番	上 田 芳 裕	49 番	村 上 博

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	深 水 政 彦
副 市 長	中垣内 隆 久	政 策 局 長	田 中 俊 実
総 務 局 長	宮 崎 裕 章	財 政 局 長	三 島 健 一
文化市民局長	金 山 武 史	健康福祉局長	津 田 善 幸
こども局長	木 櫛 謙 治	環 境 局 長	早 野 貴 志
経済観光局長	村 上 和 美	農 水 局 長	大 塚 裕 一
都市建設局長	井 芹 和 哉	消 防 局 長	福 田 和 幸
交通事業管理者	古 庄 修 治	上下水道事業者 管 理 者	田 中 陽 礼
教 育 長	遠 藤 洋 路	中 央 区 長	岡 村 公 輝
東 区 長	本 田 昌 浩	西 区 長	河 本 英 典
南 区 長	東 野 公 明	北 区 長	中 川 和 徳
職務代行者 選挙管理委員会 事 務 局 長	福 島 慎 一		

職務のため出席した議会局職員

局 長	江 幸 博	次 長	中 村 清 香
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	上 野 公 一